

シンポジウム「子どもの声で学校をつくる

～校則と子どもの権利～

令和5年11月26日（日）

午前9：30～12：30

- 1 開会のご挨拶
愛知県弁護士会 副会長 竹内 千賀子
- 2 【第1部】基調講演
講師：喜多 明人 さん
(子どもの権利条約総合研究所顧問、早稲田大学名誉教授、
子どもの権利条約ネットワーク代表)
- 3 休憩
- 4 【第2部】基調報告
・県立高校50校の校則分析、アンケート、インタビュー等の結果報告
報告者：梅村 直也 さん（愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員）
北川 喜郎 さん（愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員）

・県立足助高校のルールメイキング活動の報告
報告者：飯田 雅史 さん（愛知県立足助高等学校教員）
- 5 休憩
- 6 【第3部】パネルディスカッション
パネリスト：喜多 明人 さん
パネリスト：谷上 正明 さん（愛知県立足助高等学校校長）
パネリスト：粕田 陽子 さん
(愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員)
コーディネーター：犬飼 尚子 さん
(愛知県弁護士会子どもの権利委員会委員)
- 7 閉会のご挨拶
愛知県弁護士会子どもの権利委員会 委員長 犬飼 敦雄

以上

シンポジウム「子どもの声で学校をつくる

～校則と子どもの権利～

令和5年11月26日（日）

資料目次

- ・式次第 … P 1
- ・資料目次 … P 2
- ・はじめに … P 3
- ・登壇者プロフィール … P 4

- ・基調講演 レジュメ … P 6
- ・基調講演 資料1～12 … P 14

- ・基調報告 愛知県立高校50校の校則分析しました … P 56
- ・基調報告 校則アンケート報告 … P 60

- ・基調報告
愛知県立足助高等学校ルールメイキングプロジェクト実践報告 … P 64

- ・参考資料
行政文書開示請求により開示された50校の校則の分析 … P 78
校則見直しに関するアンケート調査（学校用） … P 108
アンケート・インタビュー・ホットラインに関する報告～学校～ … P 113
生徒会・校則見直し委員会の皆さんへ（アンケートのお願い） … P 140
アンケート・インタビュー・ホットラインに関する報告～生徒会～ … P 145
高校2年生の皆さんへ（アンケートのお願い） … P 158
アンケート・インタビュー・ホットラインに関する報告～高校2年生～ … P 164
「教えて！校則 ホットライン」まとめ … P 180

- ・アンケートのお願い … P 185

はじめに

民法改正で成年年齢が18歳とされたことにより、高校教育においても主権者教育がこれまで以上に重要な課題になると思われます。そして、学校における主権者教育は、学校生活のなかで生徒たちの人権が大切にされる教育活動を通じて、生徒自らが自己の人権の大切さを理解するとともに、他者の人権を大切にする関係を築くことを学ぶことができる教育の場であることが求められます。私たちは、このような観点から、生徒たちの学校生活にかかわるルールとしての校則が、とりわけ高校教育の場で、実際にどのように運用されているのかを知りたいと考えました。私たちは、弁護士として、子どもの人権相談活動を通じて学校生活での問題に悩む子どもたちの声を聴く経験を蓄積しているので、子ども・生徒の視点からその学校生活のあり方や問題について理解を深め、今回の高校の校則に関する調査を、より良い学校生活の実現のために役立てたいと願っています。

2023年11月26日

愛知県弁護士会子どもの権利委員会
委員長 犬飼 敦雄

愛知県弁護士会子どもの権利委員会

校則プロジェクトチームメンバー

粕田 陽子(責任者)

犬飼 敦雄	犬飼 尚子	内山智映子	梅村 直也	北川 喜郎
近藤 沙織	杉浦 宇子	竹内 景子	多田 元	田村 樹子
西口 誠	野村 朋加	長谷川雄一	原 富祐美	舟橋 民江
光野 良祐	山谷奈津子	山本 将貴		

登壇者プロフィール

〈第1部基調講演・第3部パネルディスカッション〉

喜多明人さん

プロフィールは基調講演レジュメ「子どもの声で学校を創る―校則と子どもの権利」巻末に掲載しています。

〈第2部 基調報告〉

梅村直也さん

司法修習期は72期。令和元年に弁護士登録。弁護士登録から現在まで、名城法律事務所一宮事務所に所属。愛知県弁護士会子どもの権利委員会に所属。令和5年度尾張地域スクールロイヤーとしても活動しています。

北川喜郎さん

司法修習期は65期。平成24年に弁護士登録。弁護士登録1年目から現在に至るまで、多田法律事務所において、子どもの権利に関する活動を行ってきました。愛知県弁護士会子どもの権利委員会、日弁連子どもの権利委員会に所属。

飯田雅史さん

愛知県立足助高等学校 教諭

4校で高校教員として勤めている。生徒が自ら考えて解決できるように手助けし、実践してきた。足助高校でルールメイキングに出会い、生徒の成長を感じることができ、充実した教員生活を送っている。

〈第3部 パネルディスカッション〉

谷上正明さん（パネリスト）

愛知県立足助高等学校 校長。

愛知県出身。愛知教育大学教育学部卒業後、愛知県立足助高等学校教諭として赴任。愛知県立豊田北高等学校、愛知県立岡崎高等学校を経て、愛知教育大学附属高等学校に教頭として赴任。その後、愛知県立足助高等学校に校長として赴任。現在3年目。校訓でもある自主自律の実現に向け、生徒の主体性に重点を置いた教育を研究、実践している。

粕田陽子さん（パネリスト）

司法修習期は51期。平成16年に弁護士登録。平成20年に薫風法律事務所(名古屋市中区)を開設しました。

弁護士登録直後から愛知県弁護士会子どもの権利委員会に所属し、児童虐待対応、犯罪被害を受けた子どもの支援、少年保護事件における付添人活動、家庭裁判所における子どもの手続代理人等、子どもにかかわる活動を行ってきました。

犬飼尚子さん（コーディネーター）

司法修習期は60期。平成19年に弁護士登録。弁護士登録1年目から現在まで、酒井法律事務所に所属。

愛知県弁護士会子どもの権利委員会に所属（今年度副委員長）。令和5年度より、日進市と東郷町のスクールロイヤーとして活動しています。

<基調講演>

子どもの声で学校を創る

一校則と子どもの権利

2023年11月26日

喜多 明人

（早稲田大学・巻末プロフィール参照）

基調講演の柱立て

はじめに

- 1 子ども参加の学校づくり、再び！
—こども基本法の誕生を機として
- 2 子どもの現実から出発する
 - 1) なぜ、いま、こども基本法なのか
 - 2) おとなに付度する子どもたち
 - 3) 対面型の意見表明の危機？
- 3 子どもアドボカシーの展開と学校づくりの新局面
 - 1) 子どもアドボカシー（意見表明支援）学会の設立（2022年8月）
 - 2) 学校づくりと子どもアドボカシー（意見表明支援）の基本課題
 - 3) 生徒指導提要の改訂と校則見直し
 - 4) 「学校が変わるかもしれない」
- 4 校則見直しから新たな学校づくりへ
 - 1) 校則見直しと子ども・生徒の自己決定権
 - 2) 子ども・生徒の社会参画への権利と校則自主制定権
 - 3) 生徒の自治ルールメイキングと懲戒ルールとしての校則擁護論の見直し
 - 4) 校則自主制定権から学校自治共同体のルールメイキング（慣習法）へ

おわりに—こども基本法元年：第2期子ども参加の学校づくり（学校自治共同体の形成期）へ

はじめに

1 子ども参加の学校づくり、再び！

—こども基本法の誕生を機にして

★「ぼくたちがつくる学校を紹介します」

—北海道・十勝幕別町立札内北小学校：児童会三役から

DVD鑑賞

<学校現場のスローガン>

- *「学校を子どもたちに返そう！」
- *「学校の最高意思決定機関は児童総会！」

●あるお母さんの声

わが家では、3人の子が札内北小でお世話になりました。今は2女が5年生に在籍しています。長男が5年生のときから自主性を高め、意見表明・参加を大切にする取り組みが始まりました。最初の1、2年は親からも批判などがあり、大変でしたが、今では自分たちで行事を決め実行しており、先生は影

無断転載を禁止します

の力となりアドバイスをしてくれ、一緒に良い方向に進んでいると思います。

(中略)

自分らしさは、生きていくなかで、輝きも変わっていくと思います。決まったレールを進むのは楽ですが、行き先も決まってしまう。それより自分たちで四苦八苦して道をつくって進み、行き先はどんなところ？と夢を大きく持っていく方が子どもにとっても良いのではないのでしょうか。いろいろな面で今の時代は恵まれており、考えて行動するよりも親や先生の指示どおりに失敗せずに進んで行き、困ったときは親が助けてあげることが多いような気がします。子どものためには、自主性を尊重し、意見表明・参加を進めるやり方がとても大切だと思うのです。(高木美佐子「失敗を恐れず、のびのびと」喜多ほか編『子どもとともに創る学校』日本評論社 2006 年発行、8-9 ページ)

●ある先生の声

「赴任した当初、学校の行事、自治活動のほとんどを子どもたちの手に委ねるという札内北小の実践に対して戸惑いがなかったといえれば嘘になるが、現在の自分がこれまでで最も教師という仕事を楽めているのは紛れもない事実である。」

(宮澤裕希子「共に学ぶとは『共に居る』こと」前掲『子どもとともに創る学校』4-5 ページ)

★2023 こども基本法元年—子ども参加の学校づくり、再び！

*わくわく感「学校が変わるかもしれない」(鹿児島：中学校生徒会役員・女子中学生)

*生徒が元気を取り戻す！新しい学校づくりの「起爆剤」に(愛知：県立足助高校 谷上校長)

資料 1 こども基本法 全文

押さえてほしいポイント

- 子どもの権利条約の理念にもとづいて、日本の子ども政策を総合的に推進していくための法律(1条)
- 子どもの権利条約の趣旨・内容の広報を通して、これを国民に周知することを国の義務とした法律(15条)
- 保障すべき子どもの権利内容は、子どもの意見表明・参加の権利に特化した法律(3条3項、4項)「全てのこどもについて」、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会」の確保(3項)
- 「全てのこどもについて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」(4項)
⇒4項は、児童福祉法やこども家庭庁設置法にも明文化

まず、考えたいこと

では、子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先的に考慮されるとはどういう意味か？

⇒子どもの利益に対するおとなの利益を対比させて、おとなの利益、思惑ではなく、子どもの側に立って、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が考慮されなければならないこと

おとなが子どものために良かれと思ってやってきたことが、実際には子どもの意思を無視して、子どもに押し付けてきたのではないか。

子どもの意見、最善の利益を優先するということが 11 条・17 条に即して考える

- 国、自治体によるこども施策策定・実施・評価に際して(11条)、
- 子ども政策推進会議によるこども大綱作成に当たって(17条)、
⇒それぞれ子ども政策の対象となる子どもの「意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」(11・17条)

子どもの意見の反映とは何か

*子どもの意見の尊重だけなら、いままでどおりなんとか乗り切れたはず？

*こども政策の策定、実施、評価に対する「子どもの意見の反映」と書かれていれば、

⇒なんか子ども意見、声が出されていて、その子どもの声が、いま公表されている子ども政策の文書の作成上、実施上、評価のなかに反映されていなければならない。

学校づくり政策を含めて子ども政策を進める方々が直面する基本課題

- ⇒すべての市民、子育て関係者、子どもたちから発する問いかけ
「どのように子どもの意見が反映されているか」

無断転載を禁止します

2 子どもの現実から出発する

1) なぜ、いま、こども基本法なのか

- こども基本法は、子どもの権利条約を子ども政策に活かそうという法律

制定理由：少子化対策、縦割り行政の是正、「こどもまん中」

⇒日本批准（1994年4月22日）から29年目

「なぜ、いま」に答えていない

制定の背景⇒子どもに対する危機意識の共有

（子どもの危機は、日本の危機）

- ★子どもはマイノリティ（少数者）、自己肯定感の極端な低下

資料2

⇒自己肯定感低下による「能動的な活動意欲の喪失」

生きる意欲

年間：自死514人

学ぶ意欲

年間：不登校約30万人（小中のみ）

人とかかわろうとする意欲 年間：若年無業者87万人

2) おとなに付度する子どもたち

- ★子どもからおとなへ

—高校生たちのメッセージから

- 宮城の高校生が「おとなにあてたメッセージ」

「今の中高生は、学校の中で『すべきことに気づき、それに応える』という振る舞い方に慣れすぎています。だから『自分で好きにしてもいいよ』と言われるとどうしていいかわからず困ってしまいます。そんな状態の子どもを引っ張り出して、「さあ何でもいいからあなたのしたいことしなさい」と言われても、私たち高校生には助けになるどころか苦痛でしかない、というのが私たちの正直な思いでした。

当時宮城で機会を与えたのに『乗ってこなかった』というおとなからの批判はずいぶんありました。でもそう言われる私たちにも言い分があって、これがきちんと伝わっていないのが私たちにはつらい。それをきちんと知ってもらいたい、というのがこの企画に至った私たちの思いです。」

- 川崎の高校生（実行委員）が、実行委員会で発言

（2021年11月、子どもの権利条約フォーラムINかわさきを開催したときの訴え）

「おとなの委員の皆さんは、わたしたち高校生に何を期待しているのでしょうか、はっきり言ってください。その方が私たちもやりやすいので・・・」と。

⇒10年前の高校生＝おとなへの付度関係と自己決定要求との狭間で一折り合いをつけようとする葛藤に苦しむ世代 から、いまは、葛藤する、折り合いをつけようという自覚は希薄となり、おとなへの付度関係が固定化

3) 対面型の意見表明の危機？

- 自己肯定感の低下—能動的な活動意欲の喪失により、

対面で、自発的に意見を言う、意見を出し合う、社会参加していく意欲を奪ってはいないか？

- 武蔵野市子どもの権利条例検討委員会（2021年5月～2023年3月）での経験から

条例づくりへの子どもの意見の反映（子ども会議＝ムサカツ、子どもアンケート、子どもパブコメ）

- *自分にとって安全な意見の出し方

（意見箱、アンケート、SNS＝タブレット回答等）

- *対面型の意見表明のリスク

意識高い系とみられる、空気が読めない、生意気なやつ・・・・・・・・

資料 武蔵野市子どもの権利条例18条3項

「市は子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現にかかわるための多様な仕組みづくりを推進します。」

と書くのが精一杯

- ★対面型の話し合いの場こそが民主主義社会の要（かなめ）だったはず・・・！？

無断転載を禁止します

3 子どもアドボカシーの展開と学校づくりの新局面

1) 子どもアドボカシー（意見表明支援）学会の設立（2022年8月）

★子どもの意見形成支援

- 意見を聴かれる子どもの権利（国連・子どもの権利委員会一般意見12号）
- 意見表明・参加する力はあるが、「参加する機会」がない。（ユニセフ『世界子供白書2003』）
- ⇒チャイルドライン（子ども専用電話）の「傾聴」実践
子どもの意見形成における「伴走者」的な役割

★子どもの意見代弁支援

- ⇒日本の子ども政策に問われていること
子ども（保護者も）の意見代弁支援（あるいは意見表明支援）ではなく、意見の「代行・代替」制度が中心を占める？
- ⇒子どもの社会的養護の政策

★子どもの自己決定要求の確保と支援

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」（Nothing about us without us）というメッセージがあるように、子どもの最善の利益を優先して考慮した福祉の保障を実現するには、子どもが意見を表明する機会が確保され、周囲の関係者が意見を聴き、適切に考慮・反映する環境が整えられることが前提となる。

これを社会的養護の分野について言えば、児童相談所などが子どもに影響を及ぼす重要な意思決定を行う場面や、日頃の生活の場面において、子どもが意見を表明できる手続を整備し、行政の決定や支援のあり方を決めるうえでの子どもの参画を保障することが必要である。」

（『子どもの権利擁護に関するワーキンググループ とりまとめ』
2021年5月、より）

★自己決定要求、自己形成要求としての意見表明権の意義と役割

「私たち抜きに私たちのことを決めないで」と子ども基本法の3条3項「全てのこどもについて」、「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会」の確保とが重なり合うこと

★全国各地に「アドボケイト」（意見表明等支援員）の登場

資料3

児童養護施設への入所、児童相談所の一時保護などの措置手続きにおいて、子どもの意見形成支援、意見の代弁支援＝その子どもの人生を左右する一大事であり、これをサポートするアドボケイト（意見表明等支援員）が各地で登場

- ⇒アドボケイトとは、意見表明が困難な者に代わり、その意見、権利を代弁・擁護する者を指します。児童福祉法では子どもの意見の尊重、最善の利益などの権利保障を総則として位置付けていたため、厚労省が主導してできた制度

⇒アドボケイト（意見表明等支援員）は、全国各地で子どもNPO、市民団体の協力で活動開始（子どもアドボカシーセンターNAGOYA等）。

子ども福祉行政（子ども家庭支援センター等）において介入困難な場である家庭への地域、民間の支援の一環として、かつ公民連携の蓄積の中で、アドボケイトが登場してきたこと。

2) 学校づくりと子どもアドボカシー（意見表明支援）の基本課題

★子どもの危機は学校の危機

県立足助高校の場合—なぜ、校則見直しに取り組んだか？

★子どもアドボカシーが学校に入らない

- 子どもアドボカシー学会と日本の教育学

学校に入らない理由

① 教育的イニシアティブの壁

- ◆教育的枠組みを超える子どもの自発的行動への「恐怖」

—教育方法としての意見表明・参加

⇔子どもの権利としての意見表明・参加

- ◆「指導の対象」としての子ども観（＊学習指導要領）

② 国家的意思の壁

- ◆1994年5月20日 文部省坂元事務次官通知

無断転載を禁止します

◆学習指導要領 児童会・生徒会は「特別活動」として指導することを明記

★子どもアドボカシーが学校に入るための法制的課題

⇒子どもの権利条約を軸とした子ども基本法制のさらなる整備

現在の子ども基本法制の整備状況

=こども基本法・こども家庭庁設置法・子ども若者育成支援法（2012）・改正児童福祉法（2016）・普通教育機会確保法（2016）・改正民法（2022, 12—821 条新設、懲戒権条項の削除） ⇒改訂 生徒指導提要（2022, 12）

<区市町村レベル—愛知県内>

全国 64 自治体

資料5

豊田市子どもの権利条例（2007 年）

名古屋市・なごや子ども条例（2008 年、2020 年改正）

岩倉市子ども条例（2009 年）

知多市子ども条例（2014 年）

日進市未来をつくる子ども条例（2010 年）

東郷町子ども条例（2014 年）

幸田町子どもの権利に関する条例（2011 年）

津島市子ども条例（2016 年）

知立市子ども条例（2012 年）

瀬戸市子どもの権利条例（2022 年）

（高浜市「子ども市民憲章」2003 年）

⇒こども基本法制の未整備分野

=旧来型（教育再生実行会議主導）の教育基本法・学校教育法制⇒学習指導要領

（少年法＝厳罰化）

★教育基本法・学校教育法・学習指導要領の見直し、整合あるものに

◆子どもの権利条約の理念に即して教育基本法・学校教育法を見直し

◆文部省 5, 20 坂元事務次官通知の見直し、撤廃

資料6 6, 15 キャンペーン委員会声明

◆文科省・学習指導要領の見直し

⇒「改訂版生徒指導提要」との整合性のある学習指導要領へ

=教科指導と教科外指導との整合性の問題

具体的には、児童会、生徒会は「特別活動」から削除

3) 生徒指導提要の改訂と校則見直し

——一条の光が差し込んだ

⇒38 校学校アンケート Q5 見直す理由：提要改訂等の国の動き

資料7 改訂版生徒指導提要 抄

●生徒指導を担当する教員は、子どもの権利条約への理解が必須—とくに、差別禁止、子どもの最善の利益の保障、生命・生存・発達の保障、意見表明権の保障

●校則の見直しに関して、子ども・生徒の意見表明権を尊重

資料8 東京都の場合「理不尽校則もうやめる」

⇒生徒会役員の「わくわく」観は何？

（鹿児島市の公立中学校生徒会役員の「校則見直し」活動報告を聴いて）

「そんなに校則の見直しが楽しいのですか」「なにが楽しいのかな」

ある女子生徒「学校を変えることができるかもしれないから」

4) 「学校が変わるかもしれない」

一校則見直しから新たな学校づくりへ

⇒38 校学校アンケート Q3：見直し手続き

●認定 NPO カタリバの「ルールメイキング」活動の意味

認定 NPO 法人カタリバが、対話を通じた校則見直しのサポート役として全国的に参入

校則見直しの手法の一つとして打ち出しているのが「ルールメイキング」

●「ルールメイキング」とは、

「ルールメイキング」は、学校の校則・ルールの対話的な見直しを通じて、生徒みんなが主体的に関われる学校をつくっていく取り組みです。

⇒ルールメイキング＝校則・ルールに関する意見形成支援

「学校における子どもアドボカシー」的な役割

*県立足助高校の取り組みから（飯田・谷上先生の報告）

★高校の校則見直し

18 歳成人にふさわしい社会参画として＝主権者教育の身近な実践経験

⇒生徒指導上の問題が激減、特別指導もなくなる...「平和な学校」に

4 校則見直しから新たな学校づくりへ

1) 校則見直しと子ども・生徒の自己決定権

★普段、対面で意見を言いたがらないはずの生徒たち（前述）が、なぜ、校則見直しに関しては対話ができるのか、対話をしたがるのか。（施設の子もアドボケイトに対話をしたがる傾向あり）

★そこでは、髪形にせよ、服装にせよ、自身の生活に直接かかわる問題について自己決定的な意見表明要求（自己決定要求）が噴き出ていたといえないか。

➡38校学校アンケート Q3 見直した、予定している校則
（鹿児島県の生徒が言っていたように、「学校が変わるかもしれない」というわくわく感は、日常生活での自己決定要求についての「あきらめ」感を払しょくするものであった）
（「個性を実現する権利」＝韓国：京畿道児童生徒人権条例 11 条）

★生徒の自己決定要求と結びついた校則見直しが学校づくりの一步に

2) 子ども・生徒の社会参画への権利と校則自主制定権

★子ども・生徒の意見表明・参加の権利の2つの性質

①自己決定・自己形成的な意見表明・参加

②社会参画・社会形成的な意見表明・参加

① + ② = 子ども・生徒の校則自主制定権

3) 子ども・生徒の自治ルールメイキング（慣習法）と懲戒ルールとしての校則擁護論の見直し

●懲戒ルールとしての校則擁護論

➡学校現場の懸念は、校則違反の規制、「制裁」の問題

神奈川県高校教育会館教育研究所主催・公開研究会

「生徒指導・校則をめぐる一高校の組織文化を考える」（2022年7月30日）

現場教師からの発言

「生徒参加をもってして人権を尊重した校則づくりにつながるかは留保が必要」、理由は「生徒が参加することで生徒間による「制裁」が懸念」

参考：拙稿「こども基本法の成立と生徒指導のこれから―生徒指導提要の改訂をふまえて」神奈川県高校教育会館『ねぞす』70号、2022年11月）

●親・保護者の「懲戒権」（民法 822 条）削除・廃止をうけて

★学校教育法 11 条 校長・教員の懲戒権見直し

A 法規上の懲戒 懲戒処分（退学、停学、訓告）

学校裁量・校長の権限 ⇔ 生徒の教育を受ける権利

（義務教育期間は「出席停止」のみ）

➡退学・停学処分は、教育を受ける権利（憲法 26 条）のはく奪行為？であり、生徒の人権侵害性が高いこと・・・廃止の方向が望ましい。

B 事実上の懲戒 ⇔子どもの人間としての尊厳と一致する方法（条約 28 条 2 項）

教師による懲戒行為（懲らしめる、戒める）の人権侵害性

「不適切な指導（懲戒）事例の提示（改訂版生徒指導提要）

➡上からの懲戒的指導に代わる、子ども社会の規律維持、「新たな規律方法」の模索

★懲戒的制裁によらない自治的規律

■アメリカの場合

竹原幸太…・生徒自治規範と自主規律

ニューヨーク州スカーズデールにおける教育懲戒と生徒の参加の権利

資料9 ニュースレター151号特集

■日本の場合

無断転載を禁止します

生徒会による自主校則（人権宣言）制定の取り組み

＊生徒憲章（1996 年、豊中 11 中—NHK「人権の時代」放送）

資料 10 光陽中生徒会人権宣言・B 中人権宣言

■台湾の場合

（台湾 2015 年実験教育三法が成立以降の実験学校）

★「森林小学校」（「叱らない教育」を方針化

<https://www.facebook.com/forestschooll.tw/>

種籽（親子・ジョーンズ）小学校（生活討論会から学校法廷へ）

<https://www.facebook.com/seedling.tw/>「

参考：安ウンギョン「子どもの学ぶ権利行使とオルタナティブスクールの
—韓国、台湾の事例に学ぶ」喜多編『子どもの学ぶ権利と多様な学び』エ
イデル研究所、2020 年、123 ページ以下、安ウンギョン論文参照。）

4) 校則自主制定権から学校自治共同体のルールメイキング（慣習法）へ

★校長の校則制定権（学校裁量権）と子ども・生徒の校則自主制定権との衝突

→38 校学校アンケート Q9：生徒の意見反映

→こども基本法成立以降の子どもの権利を起点とした教育法関係

◆既存の教育法関係＜校長⇔教職員・保護者の教育法関係＞

校長の校務掌理権（全校的業務＝学校教育法 37 条 4 項）

教師集団の教育自治＝「生徒指導」権

⇔ 子ども・生徒の校則自主制定権

親・保護者の教育（学校選択）の自由

★校長・学校裁量に対して、子ども・生徒の意見表明・参加（校則自主制定権）と
その最善の利益の優先的考慮（こども基本法 3 条 4 項）

→学校、生徒指導教員による子どもの最善の利益の保障（条約 3 条）

：対 おとな・学校の利益・思惑（改訂生徒指導提要）

★学校の自治主体別のルール内容の峻別の必要性

●学校の自治主体相互の関係を律する学校組織的基準

資料 11 韓国・光州広域市学校自治条例

●「生徒、父母の決定にまかせるべきもの、生徒、父母に聴聞や共同決定権などの参加権を認
めるべきものまでが、学校当局の一方的決定によっている」

（坂本秀夫「学校内規」：日本教育法学会編『教育法学辞典』学陽書房 83 ページ）

●「（子どもの）自己決定権に関しては、些末的『校則』が子どもの学校内外の生活を規制
するばかりでなく、『校則』が包括的に懲戒処分基準としての意味をもつものとして機能
していることも改善の要がある。」

（牧証名「子どもの人権保障」日本教育法学会編『教育法学辞典』学陽書房、1993
年、317 ページ）

★生徒会、児童会の自治性の確保と子どもの権利文化の醸成

⇔「指導の対象」としての生徒会観、生徒観の払しょく

（学習指導要領「特活」次項から生徒会除去）

★学校自治共同体としての全校的ルールメイキング（学校慣習法形成）

■スウェーデンの場合

公立高校：「希望のルール」づくり

資料 12 ニュースレター 143 号

→共に生きる＝共同体：ポーランド：ヤヌシュ・コルチャックの孤児院

コルチャックの「子どもと共に生きる」思想、「子ども共和国」と呼ばれ、その共
和国秩序・規律の維持は、子ども憲法と同法下の「子ども法廷」によっていた。

おわりに

—第 2 期（こども基本法成立以降）：子ども参加の学校づくり（学校自治共同体の形成期）へ

＊第 1 期（子どもの権利条約批准以降、1994-2022）：子ども参加の学校づくり（法制基盤の整備期）

無断転載を禁止します

講師プロフィール 喜多 明人 (きた あきと)

1949年7月21日東京都に生まれる。立正大学教授、早稲田大学文学学術院教授を経て現在早稲田大学名誉教授。文学博士（早稲田大学1987年）。子どもの権利条約総合研究所顧問（前代表）、学校法人東京シュレーゲル中学校理事（非常勤）をへて評議員（2022年3月まで）。NPO 法人東京シュレー暫定理事長（2021年12月まで）、代表理事をへて理事（2023年9月まで）。これまで、東洋大学、法政大学などの講師を歴任。日本教育法学会理事。同学会事務局長、同学校事故問題研究特別委員会委員長を務める。

子どもの権利条約ネットワーク代表。多様な学び保障法を実現する会共同代表（2021年9月まで）、チャイルドライン支援センターアドバイザー（元副代表）、学校安全全国ネットワーク代表。

■地元、東京・目黒での活動

チャイルドライン東京ネットワーク代表、めぐろチャイルドライン代表。めぐろ子ども支援ネットワーク代表。子どもの権利条例東京市民フォーラム代表。目黒区子ども条例を考える区民会議会長を務める。

■自治体支援

川崎市子ども権利条例調査研究委員会座長、同市子ども会議推進委員会等の条例関連役員を歴任。高浜市子ども憲章検討委員会委員長、日進市・三重県・津市・茅野市・世田谷区アドバイザー、長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える委員会委員長、愛知県知多市子ども条例検討会議会長、足利市中学生就労事故第三者調査委員会委員長をへて、小金井市子ども子育て会議委員（2023年7月まで）、武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会委員長（2023年3月まで）。

■主な著書（○印は単著）

- 「学校環境と子どもの発見」（エイデル研究所、1983）
- 「学校施設の歴史と法制」（エイデル研究所、1987）
- 「新時代の子どもの権利」（エイデル研究所、1990）
- 「新世紀の子どもと学校」（エイデル研究所、1995）
- 「学校災害ハンドブック」（草土文化、1996）
- 「子どもの権利一次世代につなぐ」エイデル研究所、2015
- 「ぼくの最終講義録」エイデル研究所、2020

■編著

- 「子どもにやさしいまちづくり」（日本評論社、編著・2004）、同第2集（2013）
- 「子どもとともに創る学校」（日本評論社、共編・2006）
- 「逐条解説子どもの権利条約」（日本評論社、共編、2009）
- 「解説子ども条例」（三省堂、共編、2012）
- 「子どもの居場所ハンドブック」（日本評論社、共編、2013）
- 「みんなの学校安全」（エイデル研究所、共編、2016）
- 「教育機会確保法の誕生」（東京シュレー出版、共編、2017）
- 「子どもの学ぶ権利と多様な学び」（エイデル研究所、2020）
- 「今だから明かす条例制定秘話」（エイデル研究所、共編、2021）
- 「多様な学びを創る—不登校支援から多様な学び支援へ」（東京シュレー出版、共編、2021）
- 「市民活動のはじめの一步—一人ひとりが子どもの権利の支え手に」（エイデル研究所、2022）

■監修書

- 「子どもへのハラスメント」（PHP 研究所、編集：ドリム社、2021）
- 「きみはどう考える？人権てなんだろう」全3巻（汐文社、編集：童夢、2021）

<連絡先>

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL03-3724-4688 FAX03-3724-6622 E-Mail kita@waseda.jp

無断転載を禁止します

資料1

こども基本法

2022(令和四)年六月二十二日 法律第七十七号

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 基本的施策(第九条—第十六条)

第三章 こども政策推進会議(第十七条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

無断転載を禁止します

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条

国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

無断転載を禁止します

第六条

事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条

国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条

政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法(平成十五年法律第百三十三号)第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二 子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第七条第一項に規定する子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施の状況

第二章 基本的施策[\[編集\]](#)

(こども施策に関する大綱)

第九条

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

無断転載を禁止します

- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条

無断転載を禁止します

国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条

国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十四条

国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

無断転載を禁止します

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条

国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条

政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議[編集]

(設置及び所掌事務等)

第十七条

こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条

会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

無断転載を禁止します

(資料提出の要求等)

第十九条

会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条

前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則[編集]

(施行期日)

第一条

この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 附則第十条の規定 　こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)

二 附則第十一条の規定 　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)

(検討)

第二条

国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(少子化社会対策基本法の一部改正)

第三条　以下 略

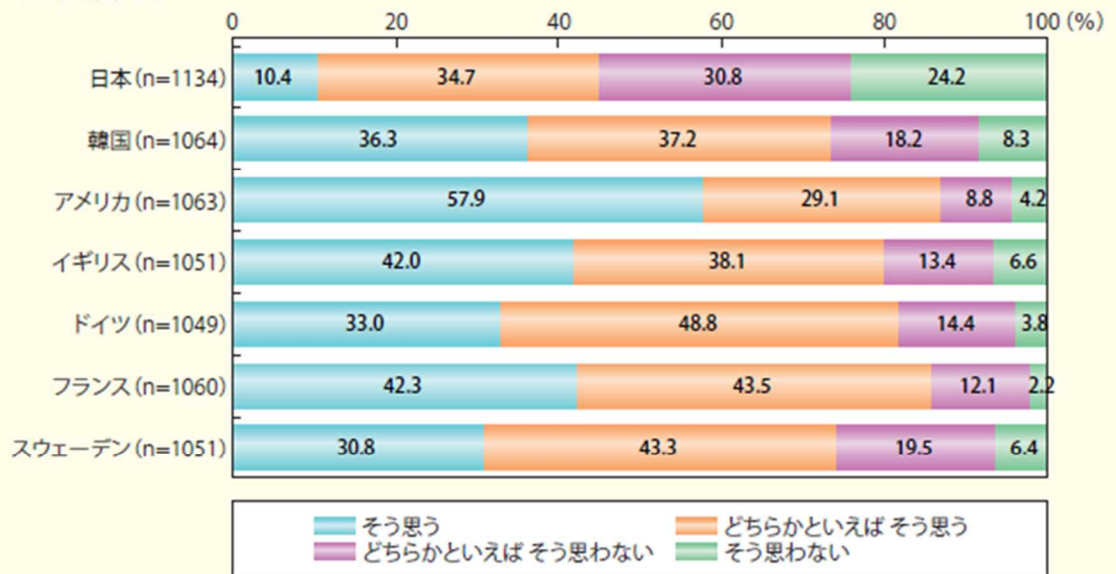
無断転載を禁止します

資料 2

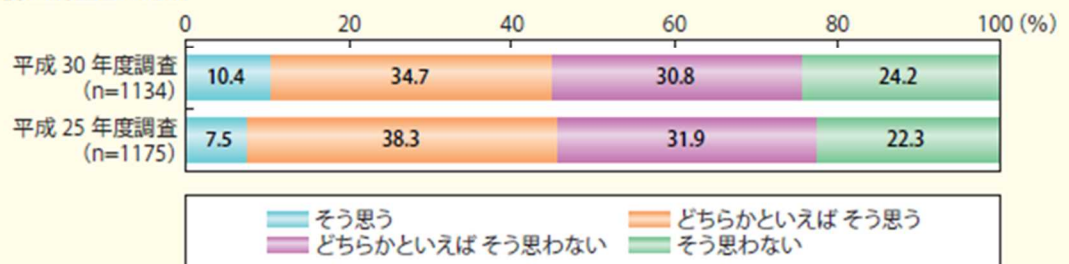
諸外国と比べて、自分自身に満足している者の割合が低い

図表3 自分自身に満足している

(a) 諸外国比較



(b) 前回調査との比較



(内閣府『令和元年版 子ども・若者白書』より)

無断転載を禁止します

アドボケイトはあなたの味方だよ

あなたの話を聴き、あなたが望めばあなたが伝えたい人にかわって伝えたり、あなたが自分で伝えられるようお手伝いをします。安心して話を聴かせてください。

アドボケイトってどんな人？



アニメ DVD をみて、アドボケイトのこと知ってね

アドボケイトの約束

- アドボケイトの約束**
- 話したい事があればなんでも聴くよ。
 - なんでも一緒に考えるよ。
 - 秘密はまもるよ。誰にも言わないよ。
 - 周りのおとなに伝えたい事があったら、伝えるお手伝いするよ。
 - イヤになったら、途中で話が終わっていいよ。

アドボケイトは約束を守ります

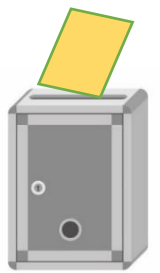
一緒に遊ぼう



子どもの権利条約って知ってる？

- | | |
|----------|----------|
| ① 生きる権利 | ② 育つ権利 |
| ③ 守られる権利 | ④ 参加する権利 |
| ⑤ 言う権利 | ⑥ 聴かれる権利 |

紙芝居・カード・本等を使って紹介します



アドボックス

話したい事があったら、予約カードに名前を書いて入れてね

あなたの話を聴くよ



誰かに伝えたいことがあったら、安心して話してね



伝えたいことや伝えたい人、伝える方法を一緒に考えよう



伝えにいきよう

資料 4

1994 年 5 月 20 日付 文部省(当時)坂元事務次官通知

文初高第 149 号

1994(平成 6)年 5 月 20 日

「児童の権利に関する条約」について(通知)

文部事務次官 坂元 弘直

このたび、「児童の権利に関する条約」(以下「本条約」という。)(が平成 6 年 5 月 16 日条約第 2 号をもって公布され、平成 6 年 5 月 22 日に効力を生ずることとなりました。本条約の概要及び全文等は別添のとおりです。

本条約は、世界の多くの児童(本条約の適用上は、児童は 18 歳未満のすべての者と定義されている。)が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものであります。

本条約は、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法(昭和 22 年 3 月 31 日法律第 25 号)並びに我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(昭和 54 年 8 月 4 日条約第 6 号)」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約(昭和 54 年 8 月 4 日条約第 7 号)」等と軌を一にするものであります。したがって、本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところでありますが、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にしたい教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。

また、教育に関する主な留意事項は下記のとおりでありますので、貴職におかれましては、十分なご配慮をお願いします。

なお、各都道府県教育委員会にあっては管下の各市町村教育委員会及び関係機関に対して、また、各都道府県知事にあっては所管の私立学校及び学校法人等に対して、国立大学長にあっては管下の学校に対して、趣旨の徹底を図るようお願いします。

記

1. 学校教育及び社会教育を通じ、広く国民の基本的人権尊重の精神が高められるようにするとともに、本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう、一層の努力が必要であること。

この点、学校(小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾(ろう)学校、養護学校及び幼稚園をいう。以下同じ。)においては、本条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切であること。

無断転載を禁止します

また、もとより、学校において児童生徒等に権利及び義務をともに正しく理解をさせることは極めて重要であり、この点に関しても日本国憲法や教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて指導すること。

2. 学校におけるいじめや校内暴力は児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、本条約の趣旨を踏まえ、学校は、家庭や地域社会との緊密な連携の下に、真剣な取組の推進に努めること。

また、学校においては、登校拒否及び高等学校中途退学の問題について十分な認識を持ち、一人一人の児童生徒等に対する理解を深め、その個性を尊重し、適切な指導が行えるよう一層の取組を行うこと。

3. 体罰は、学校教育法第 11 条により厳に禁止されているものであり、体罰禁止の徹底に一層努める必要があること。

4. 本条約第 12 条から第 16 条までの規定において、意見を表明する権利、表現の自由についての権利等の権利について定められているが、もとより学校においては、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒等に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるものであること。

校則は、児童生徒等が健全な学校生活を営みよりよく成長発達していくための一定のきまりであり、これは学校の責任と判断において決定されるべきものであること。

なお、校則は、日々の教育指導に関わるものであり、児童生徒等の実態、保護者の考え方、地域の実情等を踏まえ、より適切なものとなるよう引き続き配慮すること。

5. 本条約第 12 条 1 の意見を表明する権利については、表明された児童の意見がその年齢や成熟の度合いによって相応に考慮されるべきという理念を一般的に定めたものであり、必ず反映されるということまでをも求めているものではないこと。

なお、学校においては、児童生徒等の発達段階に応じ、児童生徒等の実態を十分把握し、一層きめ細かな適切な教育指導に留意すること。

6. 学校における退学、停学及び訓告の懲戒処分は真に教育的配慮をもって慎重かつ的確に行われなければならない。その際には、当該児童生徒等から事情や意見をよく聴く機会を持つなど児童生徒等の個々の状況に十分留意し、その措置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果を持つものとなるよう配慮すること。

また、学校教育法第 26 条の出席停止の措置を適用する際には、当該児童生徒や保護者の意見をよく聴く機会を持つことに配慮すること。

7. 学校における国旗・国歌の指導は、児童生徒等が自国の国旗・国歌の意義を理解し、それを尊重する心情と態度を育てるとともに、すべての国の国旗・国歌に対して等しく敬意を表する態度を育てるためのものであること。その指導は、児童生徒等が国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を身につけるために行うものであり、もとより児童生徒等の思想・良心を制約しようというものではないこと。今後とも国旗・国歌に関する指導の充実を図ること。

8. 本条約についての教育指導に当たっては、「児童」のみならず「子ども」という語を適宜使用することも考えられること。

資料5 子どもの権利に関する総合条例一覧

制定自治体	公布日	施行日	名称
神奈川県川崎市	2000年12月21日	2001年4月1日	川崎市子どもの権利に関する条例
北海道奈井江町	2002年3月26日	2002年4月1日	子どもの権利に関する条例
岐阜県多治見市	2003年9月25日	2004年1月1日	多治見市子どもの権利に関する条例
東京都目黒区	2005年12月1日	2005年12月1日	目黒区子ども条例
北海道芽室町	2006年3月6日	2006年4月1日	芽室町子どもの権利に関する条例
三重県名張市	2006年3月16日	2007年1月1日	名張市子ども条例
富山県魚津市	2006年3月20日	2006年4月1日	魚津市子どもの権利条例
岐阜県岐阜市	2006年3月27日	2006年4月1日	岐阜市子どもの権利に関する条例
東京都豊島区	2006年3月29日	2006年4月1日	豊島区子どもの権利に関する条例
福岡県志免町	2006年12月20日	2007年4月1日	志免町子どもの権利条例
石川県白山市	2006年12月21日	2007年4月1日	白山市子どもの権利に関する条例
富山県射水市	2007年6月20日	2007年6月20日	射水市子ども条例
愛知県豊田市	2007年10月9日	2007年10月9日	豊田市子ども条例
愛知県名古屋市長	2008年3月27日	2008年4月1日	なごや子ども条例
	2020年3月27日改正	2020年4月1日	なごや子どもの権利条例
新潟県上越市	2008年3月28日	2008年4月1日	上越市子どもの権利に関する条例
北海道札幌市	2008年11月7日	2009年4月1日	札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例
福岡県筑前町	2008年12月15日	2009年4月1日	筑前町子どもの権利に関する条例
愛知県岩倉市	2008年12月18日	2009年1月1日	岩倉市子ども条例
東京都小金井市	2009年3月12日	2009年3月12日	小金井市子どもの権利に関する条例
岩手県遠野市	2009年3月23日	2009年4月1日	遠野市わらすっこ条例
宮城県石巻市	2009年3月26日	2009年4月1日	石巻市子どもの権利に関する条例
愛知県日進市	2009年9月29日	2010年4月1日	日進市未来をつくる子ども条例
福岡県筑紫野市	2010年3月30日	2011年4月1日	筑紫野市子ども条例
北海道幕別町	2010年4月1日	2010年7月1日	幕別町子どもの権利に関する条例
愛知県幸田町	2010年12月22日	2011年4月1日	幸田町子どもの権利に関する条例
石川県内灘町	2011年12月26日	2012年1月1日	内灘町子どもの権利条例

岩手県奥州市	2012年1月6日	2012年4月1日	奥州市子どもの権利に関する条例
福岡県宗像市	2012年3月31日 2022年3月30日改正	2012年4月1日 2022年4月1日	宗像市子ども基本条例
北海道北広島市	2012年6月28日	2012年12月1日	北広島市子どもの権利条例
愛知県知立市	2012年9月28日	2012年10月1日	知立市子ども条例
大阪府泉南市	2012年10月1日	2012年10月1日	泉南市子どもの権利に関する条例
東京都世田谷区	2001年12月10日 2012年12月6日改正	2002年4月1日 2013年4月1日	世田谷区子ども条例
青森県青森市	2012年12月25日	2012年12月25日	青森市子どもの権利条例
北海道士別市	2013年2月22日	2013年4月1日	士別市子どもの権利に関する条例
栃木県日光市	2013年3月6日	2013年4月1日	日光市子どもの権利に関する条例
長野県松本市	2013年3月15日	2013年4月1日	松本市子どもの権利に関する条例
栃木県市貝町	2013年12月26日	2014年4月1日	市貝町こども権利条例
愛知県知多市	2014年3月26日	2014年4月1日	知多市子ども条例
栃木県那須塩原市	2014年3月26日	2014年4月1日	那須塩原市子どもの権利条例
愛知県東郷町	2014年4月30日	2014年7月1日	東郷町子ども条例
長野県	2014年7月10日	2014年7月10日	長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例
奈良県奈良市	2014年12月25日	2015年4月1日	奈良市子どもにやさしいまちづくり条例
神奈川県相模原市	2015年3月20日	2015年4月1日	相模原市子どもの権利条例
三重県東員町	2015年6月19日	2015年6月19日	みんなと一歩ずつ未来に向かっていく東員町子どもの権利条例
愛知県津島市	2016年3月30日	2016年4月1日	津島市子ども条例
福岡県川崎町	2017年12月14日	2018年4月1日	川崎町子どもの権利条例
東京都西東京市	2018年9月19日	2018年10月1日	西東京市子ども条例
京都府亀岡市	2018年12月15日	2019年4月1日	亀岡市子どもの権利条例
山梨県甲府市	2020年3月30日	2020年3月30日	甲府市子ども未来応援条例
兵庫県尼崎市	2009年12月18日 2021年3月8日改正	2009年12月18日 2021年4月1日	尼崎市子どもの育ち支援条例
福岡県那珂川市	2021年3月3日	2021年4月1日	那珂川市子どもの権利条例
東京都江戸川区	2021年6月30日	2021年7月1日	江戸川区子どもの権利条例

岐阜県笠松町	2021年12月22日	2022年3月1日	笠松町子どもの権利に関する条例
新潟県新潟市	2021年12月27日	2022年4月1日	新潟市子ども条例
福岡県田川市	2022年3月24日	2022年4月1日	田川市子どもの権利条例
東京都中野区	2022年3月28日	2022年4月1日	中野区子どもの権利に関する条例
山梨県	2022年3月29日	2022年3月29日	やまなし子ども条例
神奈川県横須賀市	2022年3月29日	2022年7月1日	横須賀市子どもの権利を守る条例
大阪府熊取町	2022年3月30日	2022年4月1日	熊取町子どもの権利に関する条例
埼玉県北本市	2022年3月31日	2022年10月1日	北本市子どもの権利に関する条例
静岡県富士市	2022年4月1日	2022年4月1日	富士市子どもの権利条例

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン声明

「こども基本法」と「こども家庭庁設置法」の成立を歓迎し、
子どもの権利を基盤とする施策がいつそう進むことを希望します

2022 年 6 月 15 日

6 月 15 日、「こども基本法」と「こども家庭庁設置法」が国会で可決成立しました。

日本社会で子どもの権利条約（以下「条約」）を踏まえた「子どもの権利」の考え方が浸透し、国・自治体などのあらゆるレベルで子どもの最善の利益が確保されることができるような社会状況をつくることを目的として 2019 年 4 月から取り組みを進めてきた私たち「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」は、このような法律ができたことを歓迎します。

また、法案の制定過程で、おとなだけではなく、当事者である子どもの意見を聴く機会が設けられ、「こども家庭庁」構想について説明する子ども向け資料も作成されたことなどは、法律の趣旨に合致した取り組みとして評価できます。

とくに次の点は、私たちが目指す社会の実現に向けた大きな一歩であると考えます。

- こども施策を条約の精神にのっとって進めていくことが明記され、すべての子どもが「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指していくと宣言されたこと（こども基本法 1 条）。
- 条約に掲げられた 4 つの一般原則（差別の禁止／子どもの最善の利益／生命・生存・発達に対する権利／子どもの意見の尊重）が基本理念に位置づけられたこと（同 3 条）。
- とくに、すべての子どもについて「自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会」を確保すると定め（同 3 条）、子どもの意見表明・参加を広く推進していく必要性が確認されたこと。
- 同様に、こども施策の策定・実施・評価にあたって、当事者である子どもの意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされ（同 11 条）、こども政策推進会議による「こども大綱」案の作成にあたって子どもなどの意見を反映させるために必要な措置を講ずると明文化されたこと（同 17 条 3 項）。
- 「こども基本法」および条約の周知（同 15 条）、こども施策のいつそうの充実および必要な財政措置その他の措置（同 16 条）についての規定が設けられたこと。
- 子どもに関する総合的な政策調整機関として「こども家庭庁」を創設することとし、その任務として「こどもの権利利益の擁護に関する事務」が挙げられたこと（こども家庭庁設置法 3 条）。また、こども家庭庁の取り組みにおいても、条約の一般原則を踏まえ、子どもの意見の尊重の原則と子どもの最善の利益の原則が基本として位置づけられたこと。（同）。

一方で、次のとおり、今後の取り組みのなかで十分に注意していかなければならない課題も残されています。

- こども施策を進めていくにあたり、条約の「精神」にのっとるだけではなく、条約のすべての規定を考慮・実施していく必要性が明記されていないこと。
- 「こども施策」の定義（こども基本法 2 条 2 項）で子どもの権利を実現するための方策がはっきりと位置づけられていないこと。
- 子どもの意見の尊重の原則（条約 12 条）について、意見を表明する機会を確保すべき対象が自己に「直接」関係する事項に限定されており（こども基本法 3 条 3 号）、また子どもの意見を「正当に」尊重する旨が明記されていないこと（同 4 号）。
- 教育や少年司法などの分野における子どもの権利擁護にもこども基本法が適用され、こども家庭庁の調整・勧告権限が及ぶことが明確でないこと（こども家庭庁設置法 4 条 18 号など）。
- 子どもの権利が守られているかどうかを独立の立場から監視する制度（子どもオンブズパーソン／コミッショナーなど）の設置が見送られたこと。

これらの課題の多くについては国会の附帯決議でも指摘が行なわれており、今後の運用において十分に配慮し、今後策定される「こども大綱」などを通じて改善・是正を図っていただくことを希望します。国会の附帯決議で「教育及びこどもの福祉に係る施策のより一層の連携確保」やこども家庭庁・文部科学省間の「緊密な連携の確保」などが要請されたことを踏まえ、こども基本法および条約の理念を教育現場で浸透させていくため、条約批准時の文部省通知（1994 年 5 月 20 日）に代わる新たな通知を出すことも必要だと考えます。

とくに子どもオンブズパーソン／コミッショナーのような独立機関の設置については、衆院内閣委員会の附帯決議（5 月 13 日）で「十二 基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策については、必要に応じ、本法の施行後五年を待つことなく、速やかに検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること」と要請されていることを踏まえ、引き続き積極的に検討していただきたいと思います。

また、これも国会の附帯決議で強調されていることですが、条約・こども基本法の実施およびこども家庭庁の活動を支える財源や人材の確保・増強にもしっかりと取り組んでいただくことを要請します。

さらに、法律の成立を受けた一歩として、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」を作った経緯、これらの法律を作ったことで今後何を目指していくのかなどについて、施行前ではありますが、国として子どもたちに向けたメッセージをぜひ出してください。

最後に、私たちは、日本で暮らすすべての子どもにとって大切だということとして、次の 4 つを掲げてきました（2021 年 11 月 20 日に発表した提言最終版を参照）。国会の附帯決議に掲げられた関連の要請も踏まえ、これらの課題について重点的かつ効果的な取り組みが進められていくことを望みます。

- A．子どもの権利条約を日本中にひろめる
- B．子どもの声をきき、子どもと共に行動する
- C．だれひとり、子どもを取り残さない
- D．子どもに対する暴力を、ぜったいにゆるさない

以上

令和 4 (2022) 年 12 月 文科省

前略

1.5 生徒指導の取組上の留意点

1.5.1 児童生徒の権利の理解

第一の留意点は、教職員の児童の権利に関する条約[*17]についての理解です。

(1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは、平成元年 11 月 20 日に第 44 回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成 2 年にこの条約に署名し、平成 6 年に批准し、効力が生じています。

この場合の児童とは、18 歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。

四つの原則とは、第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることを指します。関連する条文の概要は、以下のとおりです。

① 差別の禁止

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。(第 2 条)

② 児童の最善の利益

児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。(第 3 条)

③ 生命・生存・発達に対する権利

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。(第 6 条)

④ 意見を表明する権利

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第 12 条)

いじめや暴力行為は、児童生徒の人権を侵害するばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。

また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます。

(2) こども基本法

令和 4 年 6 月に公布された「こども基本法」においては、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されています(第 1 条)。併せて、以下のような本法基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められます。

(基本理念の主な記載)

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。(第 3 条第 1 号)
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。(第 3 条第 2 号)
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。(第 3 条第 3 号)
- ⑤ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。(第 3 条第 4 号)

中略

3.6 生徒指導に関する法制度等の運用体制

3.6.1 校則の運用・見直し

(1) 校則の意義・位置付け

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全

無断転載を禁止します

な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。校則[*40]は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です（→ 1.5.1 児童生徒の権利の理解）。

(2) 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。そのため、校則の内容について、普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくことや、児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくことが適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

(3) 校則の見直し

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行うことが求められます。さらに、校則によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも重要です。

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。また、その見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直し

を行っていくことが求められます。そのためには、校則を策定したり、見直したりする場合にどのような手続きを踏むことになるのか、その過程についても示しておくことが望まれます。

なお、校則の見直しに関して、例えば、以下のような取組により、校則に向き合う機会を設けている学校や教育委員会もあります[*41]。

① 学校における取組例

- 各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論。
- 生徒会や PTA 会議、学校評議員会において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取。
- 児童生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明。

② 教育委員会における取組例

- 校則の内容、見直し状況について実態調査を実施。
- 学校等の実態に即した運用や指導ができているか等の観点から、必要に応じて校則を見直すよう依頼。
- 校則を学校のホームページへ掲載するとともに、校則について生徒が考える機会を設けられるよう改定手続きを明文化するなど、児童生徒・保護者に周知するよう依頼。

(4) 児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

3.6.2 懲戒と体罰、不適切な指導

学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることです。懲戒は、学校における教育目的を達成するために、教育的配慮の下に行われなければなりません。その際には、組織的に指導の方向性や役割分担を検討した上で、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら本人や関係者の言い分をしっかりと聴くとともに、それ以外にも必要な情報を収集するなどして、事実関係の確

無断転載を禁止します

認を含めた適正な手続きを経るようにする必要があります。指導後においても、児童生徒を一人にせず、心身の状況の変化に注意を払うことに留意するとともに、保護者等の理解と協力を得られるようにしていくことが重要です。

懲戒には、児童生徒への叱責、起立、居残り、宿題や清掃当番の割当て、訓告など、児童生徒の教育を受ける地位や権利に変動をもたらす法的効果を伴わない、事実行為としての懲戒と呼ばれるものがあります。また、退学や停学といった法的効果を伴う懲戒もあります。退学は、児童生徒の教育を受ける権利を奪うものであり、停学はその権利を一定期間停止するものです。

懲戒は、学校教育法第 11 条に規定されていますが、その手続きについて法令上の規定はありません。しかし、懲戒を争う訴訟や損害賠償請求訴訟が提起される場合もあり、学校は懲戒に関する基準をあらかじめ明確化し、児童生徒や保護者に周知し、理解と協力を第 3 章 チーム学校による生徒指導体制 104 得るように努めることが求められます。

学校における児童生徒への体罰は、文部科学省の調査によれば、年々減少傾向にありますが、いまなお発生しています。体罰は、学校教育法第 11 条で明確に禁止されており、懲戒と体罰に関する解釈・運用については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成 25 年 3 月 13 日初等中等教育局長、スポーツ・青少年局長通知）において、以下のとおり示されています。

(1) 体罰等の禁止及び懲戒について

体罰による指導では、児童生徒に正常な倫理観を養うことはできず、むしろ力による解決への志向を助長することになりかねません。体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが重要です。

(2) 懲戒と体罰の区別について

懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的・時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的かつ客観的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。これらのことを勘案して、懲戒の内容が、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えると判断される場合には、体罰になります。

(3) 正当防衛及び正当行為について

教職員が児童生徒による暴力行為の防衛のためにやむを得ず行った行為は、児童生徒の身体への侵害や肉体的苦痛を与えた場合であっても体罰には該当しません。

(4) 体罰の防止と組織的な指導体制について

教育委員会等、学校、校長、教職員はそれぞれの立場で、体罰の未然防止や組織的な対応を徹底する必要があります。また、体罰を行った場合や他の教職員の体罰を目撃した場

無断転載を禁止します

合には、速やかに関係者に事実関係を確認し、管理職や教育委員会等に報告します。

(5) 部活動における不適切な指導について

部活動は学校教育の一環であり、特定の生徒等に対して執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与えることは教育的指導とは言えないことに留意し、教育活動として適切に実施されなければなりません。

さらに、本通知においては、上記で示した児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例がまとめられています。ただし、体罰かどうかの判断は、最終的には、(2) で示した諸条件や部活動に関するガイドライン[*42]を踏まえ、個々の事案ごとに判断する必要があります。

〔不適切な指導と考えられ得る例〕

- 大声で怒鳴る、ものを叩く・投げる等の威圧的、感情的な言動で指導する。
- 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する。
- 組織的な対応を全く考慮せず、独断で指導する。
- 殊更に児童生徒の面前で叱責するなど、児童生徒の尊厳やプライバシーを損なうような指導を行う。
- 児童生徒が著しく不安感や圧迫感を感じる場所で指導する。
- 他の児童生徒に連帯責任を負わせることで、本人に必要以上の負担感や罪悪感を与える指導を行う。
- 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる、保護者に連絡しないなど、適切なフォローを行わない。

また、たとえ身体的な侵害や、肉体的苦痛を与える行為でなくても、いたずらに注意や過度な叱責を繰り返すことは、児童生徒のストレスや不安感を高め、自信や意欲を喪失させるなど、児童生徒を精神的に追い詰めることにつながりかねません。教職員にとっては日常的な声掛けや指導であっても、児童生徒や個々の状況によって受け止めが異なることから、特定の児童生徒のみならず、全体への過度な叱責等に対しても、児童生徒が圧力とを感じる場合もあることを考慮しなければなりません。そのため、指導を行った後には、児童生徒を一人にせず、心身の状況を観察するなど、指導後のフォローを行うことが大切です。加えて、教職員による不適切な指導等が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることから、体罰や不適切な言動等が、部活動を含めた学校生活全体において、いかなる児童生徒に対しても決して許されないことに留意する必要があります[*43]。

以下略

2022年(令和4年)

3月15日

火曜日 夕刊

アート情報 4
 円・株 8
 NEWS+α 7
 社会・総合 8
 社会 9
 TV・ラジオ 8.9.10

朝日新聞東京本社

〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2
 電話 03-3545-0131 www.asahi.com

48757号(日刊)

朝日新聞

し決定

もうやめる 理不尽校則

都立校 新年度から5項目全廃

「時代は変わった」生徒らと議論

「髪の一律黒染め」や「下着の色指定」など東京都立高校を中心に、理不尽な校則や指導内容を意味する「ブラック校則」として問題視されてきた5項目が新年度から全廃されることになった。都教育委員会によると、生徒の人権を守り、主体的なルール作りに参画させる狙いで、各校で教員と生徒、保護者らが話し合った結果、廃止に至ったという。

■都立学校で全廃される5項目
 (数字は採用していた課程数)

- ・髪を一律に黒く染める(7)
- ・ツーブロックの禁止(24)
- ・自宅謹慎(22)
- ・下着の色指定(13)
- ・「高校生らしい」などあいまいな表現を用いた指導(95)

廃止されるのはほかに、髪を極端に刈り上げる「ツーブロック」の禁止▽問題を起こした生徒の自宅謹慎▽「高校生らしい」といったあいまいで誤解を招く表現を用いた指導の5項目。都教委は昨年3～4月、都立学校に、5項目のほか、生まれつきの髪の色や

癖毛を届け出る「地毛証明」の任意提出を加えた6項目について、校則や指導の点検を求めた。都立高校や都立中高一貫校計196校の240課程のうち、216課程でこうした決まりが採用されていた。いずれも各校で、教員と生徒、保護者で話し合いの場を設けるなどして検討したところ、「地毛証明」を除く5項目については、どの課程でも廃止が決まったという。

地毛証明は残る

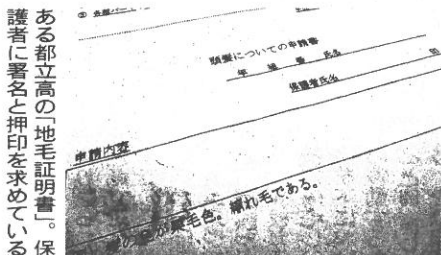
「地毛証明」の任意提出については55課程のうち35

「判断は当然だ」

都教委の担当者は今回の校則廃止について、「時代が変わって、指導の仕方を

各地見直し進む

校則を巡っては2017年、大阪府立高校の女子生徒が茶色い髪を黒く染めるよう繰り返し指導され、「精神的苦痛を受けた」などと大阪府を提訴したことを機に、各地で見直しが進んでいる。



ある都立高の「地毛証明書」。保護者に署名と押印を求めている

一、髪の一律黒染め

一、下着の色を指定

一、ツーブロック禁止

一、自宅謹慎の指導

一、「高校生らしい」で指導

切り替える時期なのかも知れない。時間はかかるかも知れないが、今後子どもと話し合ってルールを決めてほしい」と話している。4月から都立高校の3年生になる男子生徒は、他校の友人との会話の中で、「ツーブロックの禁止」や「防寒具の指定」などについて疑問を持っていたという。「ブラック校則の5項目の全廃」については「不快に感じる人が多いからこまで問題になるわけ、なくす判断は当然だと思います」とし、「他県でも検討をしてほしい」と話した。

岐阜県教委は18年9月、県立高校に校則を見直すよう通知し、下着の色の制限などが見直された。鹿児島県教委は20年度までの3年間の校則の見直し状況を調査。県立高校の97%で見直しが実施され、絶えず積極的に見直しが必要であることを各校に通知した。文部科学省も21年6月、全国の教育委員会に取り組みを例示し、校則の見直しを促す通知を出している。

(関口佳代子、金沢ひかり)

特集

子ども・生徒の 校則自主制定権を問う

—親の懲戒権廃止、教師の懲戒権見直しの中で—

[特集の趣旨]

来たる4月1日、こども基本法が施行されます。

この法律によって、子どもの意見表明・参加の権利の法制化(3条、10条、15条等)がなされ、2022年12月9日、文科省の『生徒指導提要』が12年ぶりに改訂されました。改訂された提要では、こども基本法の制定を受けて、教職員に対して子どもの権利条約の理念への理解を必須として求め、校則の見直しを生徒の参画をもって共にを行うことを求めました。今後は、生徒の学校参画、校則の自主制定をめぐる議論が進むものとみられます。

日本では、1994年の子どもの権利条約の日本批准の時期に、生徒会による校則(生徒憲章、生徒宣言)の自主制定の動きがありました。本誌では、都立大学の竹原さん(写真)から最近の動きとしてアメリカの高校における校則自主制定の取り組みを紹介していただきます。

なお、昨年、生徒指導提要の改訂された同じ時期、12月10日に、偶然ですが、親による子どもの懲戒権を規定した条項が削除される民法の一部改正案が、参議院本会議にて可決され、成立しました。

野田市の心愛ちゃん虐待死事件を契機として親による虐待、体罰禁止を目的とした児童虐待防止法が改正されましたが、それだけでは虐待は止まらないため、虐待・体罰の温床である親の懲戒権自体の廃止に踏み切ったのです。

懲らしめる、戒める、という懲戒行為は、戦前日本の残滓であって、現代社会には通用しないと判断されたのです。では、学校、教師による懲戒はどうか。家庭、親のそれが廃止されたわけですから、当然、学校、教師の懲戒権も見直されてよいわけです。長年この問題に取り組んできた千葉子どもサポートネットの米田さんに寄稿してもらいました。

学校社会を維持していくためには、これまでのような上からの懲戒で生徒を抑え込むのではなく、下から生徒の自主規律・自治で社会を維持していくことが求められていると思われます。

なお、親の懲戒権廃止をはかった民法改正については、意外と知られていません。セイブ・ザ・チルドレン・ジャパンなど3団体が出したこの民法改正とさらに精神的暴力の歯止めを求めた声明(抄録)を紹介します。



スカースデル高校校舎 バックに 筆者・竹原さん

NEWS LETTER No.151 CONTENTS

特集: 子ども・生徒の校則自主制定権を問う

—親の懲戒権廃止、教師の懲戒権見直しの中で—

●特集の趣旨

- ◆上からの懲戒ではなく生徒の自治・自主規律が息づく◆ 編集部 ……1
- 連載第4回 子どもの参加研究の今
ニューヨーク州スカースデル高校における生徒の
自主規律・自治活動 竹原 幸太 ……2
- 子ども・生徒の校則自主制定権の可能性 喜多 明人 ……3
- ◆親の懲戒権廃止から教師の懲戒権の見直しへ◆ 米田 修 ……5

基本資料

懲戒権削除等、民法改正に対する声明

- セイブ・ザ・チルドレン・ジャパン他3団体 ……7
- こども基本法元年:子どもの権利って、そもそもなに?
<NCRC基礎講座から> 安部 芳絵 ……8
- ◆子どもの時間をとりもどす
—夢パの時間<汐見裕幸・西野博之>対談 前川 友太 ……9
- 連載 子どもの権利をめぐる国際動向 平野 裕二 ……10
- ◆ニュースレター150号に寄せて 編集部 ……11
- フォーラムコーナー
わたしたちがめざす“フォーラム羅針盤” 安藤 順 ……12

～上からの懲戒ではなく生徒の自治・自主規律が息づく～ ニューヨーク州スカーズデール高校における 対話と生徒参加による学校自治活動を通して

たけはら こう た
竹原 幸太 (東京都立大学准教授)

【生徒参加・自治をいかに育むか？】

子どもの権利総合研究所・第5回子ども参加研究会
(2022年12月4日)では、「生徒の校則自主制定権と学校懲戒の今後を考える」というテーマの下、喜多報告(後述)と竹原報告(本稿)がなされました。ここでは、道徳性発達の観点から、対話と生徒参加に基づく学校自治の取り組みをジャスト・コミュニティ(Just Community、以下 JC)という名称で、約半世紀続けているスカーズデール高校について紹介します。

1960年代後半のアメリカでは、政治不信が高まり、社会秩序が揺らぐなかで、従来の教育を見直すオルタナティブ教育運動が活発化しました。ニューヨーク州スカーズデール高校でも、1972年に同校内に生徒主体の特色ある教育を実践するオルタナティブスクールを設置し(通称 A-school、昨年50周年)、1978年よりハーバード大学教授コールバーグの協力を得て、正義の理念に貫かれた学校自治を育む JC が開始され、今日まで継続しています。

日本では JC 理論に関心が集中し、A-school へ参加した研究は皆無でした。そこで、2022年9月に A-school の教師・生徒達と共に1日過ごし、見聞してきた実際の姿を紹介します。

【生徒参加の構造】

A-school では、以下の構造的な生徒参加を通じて学校自治を徹底しています。

- ・コア・グループミーティング—約15人の生徒と1人の教師で構成(計5グループ)、毎週月曜のランチタイムにコミュニティや個人的な事柄について討議
- ・相談ミーティング—2週に1度、個々の課題(主に学習面)についてカウンセラーが助言

- ・議題委員会—各コア・グループから選出された2人の生徒と教師で構成、各グループから持ち寄られた問題を共有し、コミュニティミーティングの議題を決定
- ・公正委員会—任意に選出された5人弱の生徒と1~2名の教師で構成、守秘義務を確認して学校コミュニティ内の規則違反へ対応
- ・コミュニティミーティング—毎週水曜午後の全員参加のミーティング、規則に関する問題や全体で討議すべき規則違反を討議(生徒も教師も平等に一票を有し、投票して最終決議)

【A-school への参加募集】

アメリカの高校は4年制(9~12年生)で、10年生に進級時、A-school 参加者を募集します(学年全体350名程度に対して、概ね25名程度を募集)。

A-school は1学年25人程度×3学年=75人程度(訪問時は82名)の生徒と5名の教師による他学年混合の少人数教育が特色です。また、1月には丸1カ月、自ら選んだインターンシップ先で学びます。このような本校との違いについて、A-school の生徒達が9年生に向け説明に訪れ、参加者を募集します。ほぼ毎年定員は満たされ、定員オーバーの場合は抽選で参加者を決めます(抽選漏れは次年度の募集に挑戦でき、逆に本校に戻る子もいます)。

A-school 参加者決定後は、JC を学ぶゼミを実施し、自分達で学校を運営する Owner's マニュアル(本校の校則に捉われず、自分達で規則を作る等)について学びます。A-school の生徒達に参加理由を尋ねると、「先生や上級生との距離が近くて、互いをファーストネームで呼べるから」、「少人数の環境でリーダーシップを高めたいから」等と語っていました。



A-school 校舎（主にコミュニティミーティングで使用）

【ルール作りと違反者への討議がもたらす成長とは？】

ルール作りを含む意思決定の討議は、毎週水曜日 13:30 から 15:00 まで実施されるコミュニティミーティングでなされます（司会は 12 年生と 10 年生がペアで担当）。私が参

加した日は、冒頭、司会者より、「研究目的でゲストが来ているが、ミーティングの録音を許可して良いか？」と諮られ、録音許可が得られました。

その後、次週の宿泊学習でのスマホ持込み、写真撮影、SNS へのアップをめぐるルールが討議されました。そこでは、「SNS へのアップはプライベートの侵害か?」、「家族への連絡等、閲覧者を限定すれば、私的に共有できる」、「許可か禁止ではなく、どこまで共有するかでは？」等、活発に議論されました。このように全員で決めたルールには責任を持ち、違反した場合は、公正委員会にかけられます。これは、生徒懲戒手続きに生徒が参加する取り組みで、生徒達も公正委員会は「ルール違反が生じた場合、スカースデール高校の校長が関与せず、A-school で対応する仕組み」と語っていました。さらに、A-school 元校長も「結果よりもプロセスを重視する点が特色で、こうした取り組みは教師の成長も促進する」と語ってくれました。2023 年 3 月に再訪するので、別稿で詳細を紹介できればと思います。

※JSP 22K02260 の助成で調査を実施しました。

子ども・生徒の 校則自主制定権の可能性

きた あきと
喜多 明人（早稲田大学名誉教授）

今日、悪名高いブラック校則の見直しが始まっています（例えば、東京都立高校—2021 年）。そのきっかけとなったのが、こども基本法の制定動向です。2023 年 4 月 1 日、子ども家庭庁が創設されますが、その根拠法の一つになったのがこども基本法です。同法の 3 条で以下のように定められました。

【こども基本法=子どもの意見表明権の法制化】

「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」（3 条 3 項）、「全てのこどもについて、その年齢及び発

達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」（3 条 4 項）

校則は、子ども・生徒にとっては、学校生活を送る上での「自己に直接関係する全ての事項」の一つに違いありません。そのような自己に直接関係する校則に対して、「意見を表明する機会」が確保されること、「多様な社会的活動」の基本にある学校活動に「参画する機会が確保されること」（3 条 3 項）を求めているわけです。

しかも、校則等に対して表明された「意見が尊重され」、おとな・学校の利益・思惑に左右されることなく、「その最善の利益が優先して考慮されること。」（3 条 4 項）と定められています。子どもの意見表明において、子どもの最善の利益が優先することとかわかって、子どもが学校など多様な社会的

活動に「参画する機会が確保される」と明示されたところに留意すべきです。社会への「参画」とは、関与、かわりを持つ程度の「参加」ではなく、その社会の意思決定に参加することを意味します。このように、子どもの社会参画の確保という条文は、子どもが権利として意見表明・参加することを求めた子どもの権利条約 12 条の趣旨を生かす言葉であるといえます。

【生徒指導提要の改訂と校則の見直し】

以上のようなことも基本法の成立と軌を一にして、文科省の『生徒指導提要』が 2022 年 12 月、12 年ぶりに改訂されました。第 1 部、生徒指導の基本的な進め方では、「生徒指導の取組上の留意点」(1-5)として、「第一の留意点は、教職員の児童の権利に関する条約についての理解です。」とあります。

そして、「生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。」とあり、以下の 4 つの原則(差別の禁止、児童の最善の利益、生命・生存・発達に対する権利、意見を表明する権利)が条文付きで明記されています。

そのうえで、「生徒指導に関する法制度等の運用体制」(3-6)では、校則の見直しについて、以下のように記述されています。

「校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼす場合もあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。」

とくに、生徒の意見聴取とかかわっては、一節を設けて、以下のように明記されました。

「(4) 児童生徒の参画

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。」

ここでは生徒にとって「身近な課題を自ら解決する」ための校則という考え方を土台として、校則への生徒参画を求めていることに注目すべきでしょう。この節は、もともと「児童生徒の関与」という項目でした(2022 年 3 月改訂版)、それが 2022 年 6 月 15 日のこども基本法成立を受けて書き直され、校則の見直し、改正(制定)の意思決定プロセスに参画することを承認したと考えられます。

【子どもの校則自主制定権の課題(1) 校長の校務掌理権限とのかかわりで】

「校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄」とであるとされています。その理由は、学校教育法 37 条 4 項、校長の校務掌理権規定とかかわり、校則も校務=全校的業務として校長の権限内と考える解釈に立っているからであると考えられます。しかし、生徒指導内容とかかわる校則の決定について、「校務」の対象となるかどうか、については再検討が必要だと思います。「校則をホームページに掲載」(学校、教育委員会の取組例)することを前提と考えた場合は、校長の対外的な代表権の行使という意味での形式的な承認システムと考えた方がよいように思います。

【子どもの校則自主制定権の課題(2) 学校・教師の懲戒権とのかかわりで】

むしろ問題は、学校現場が「生徒参加をもってして人権を尊重した校則づくりにつながるかは留保」する傾向が強いことです。「生徒が参加することで生徒間による「制裁」が懸念」されるためです。(神奈川県高校教育会館『ねぞす』第 70 号、2022 年 11 月所収、拙稿参照)。つまり、校則の実効性を担保する懲戒権限は、生徒同士の「制裁」によるものではなく、学校教育法 11 条の校長・教員の懲戒権によるべきであるという考え方です。

しかし、本誌特集の通り、昨年 12 月 10 日に民法が改正され、親・親権者の懲戒権が廃止されました。学校、教師の懲戒権も見直される時期にきています(米田報告)。

さらに言えば、「叱らない教育」を方針化した森林小学校、種籽(親子)小学校(台湾・実験学校)やアメリカ・ニューヨーク州スカーズデール高校の生徒自治・自主規律の実践など、生徒の学校自治の取組が前進してきています(竹原報告)。前時代的な“上からの懲戒行為”ではなく、生徒社会の自治・自主規律をもって学校生活をより豊かにしていくことが求められています

学校教育法第 11 条・教員等による 児童生徒への懲戒権の規定の改訂を求めて ～2022 年 12 月 10 日民法の一部改正 (親権者による懲戒条項の削除等の整備)を契機にして～

よねだ おさむ
米田 修 (NPO 法人千葉こどもサポートネット理事長)

【1 民法の一部改正(親権者による懲戒権条項の削除等の整備)について】

2022 年(令和 4 年)12 月 10 日、親権の効力「第 822 条(懲戒)」等の条文の整備を含めた「民法等の一部を改正する法律案」が国会で可決・成立しました。

今回の改正で、ようやく親権者の児童虐待を「しつけ」と称し正当化する役割を果たしてきたと言われる「822 条(懲戒)」の規定は削除され、「子の利益のために親権がどのように行使されるべきかを法文上明らかにするために」、新・821 条(子の人格の尊重等)として、「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするにあたっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」が出来ました。

【2 学校教育法第 11 条の教員等の懲戒権について】

ア、「子供の自殺が起きた時の背景調査指針」等に基づく調査報告書について

教員(担任・部活動監督等)の体罰・暴言等の違法・不適切な生徒指導をきっかけに児童生徒が追い詰められて自ら命を絶つ「自死(いわゆる指導死)事件」・「転落(飛び降り)事件」や「不登校」等が全国各地で起きています。これら自死等の重大事件の事実関係を調査

検証し、再発防止を検討するための第三者調査委員会の報告書(提言)が出ています。

例えば、ここ 10 年で出された主な「調査報告書」では、(1)自死事件①大阪市立桜宮高校、②岡山県立操山高校、③鹿児島県奄美市立中学校、④福井県池田町立中学校、⑤岩手県立不来方高校、⑥鹿児島市立中学校、⑦熊本市立中学校、⑧沖縄県立ゴザ高校、(2)転落事件①神戸市立六甲アイランド高校、②宝塚市立中学校、(3)暴言・虐待事件①姫路市立小学校(特別支援学級)、②横浜市立小学校等がありました。

イ、教員等の懲戒について

学校教育法第 11 条(児童生徒等の懲戒)及び同施行規則第 26 条(懲戒)に基づき、校長・教員は、児童等への教育上の必要があるときは、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をした上で、懲戒を行うことができます。

懲戒の種類として、校長が行う「法的処分としての懲戒」(高校生への退学・停学等)と、教員が行う「事実行為としての懲戒」(叱責等)があります。教員の懲戒の実態は、叱責等の「生徒指導」であり、その内容は児童等の人格を尊重することが前提となっていますが、具体的には個々の教員の裁量に任されていますので、教員が「生徒指導」と称して、「体罰・暴言等の違法な指導」

に陥りやすく、さらに上記「調査報告書」で確認されたような教育上必要な範囲から大きく逸脱した「暴力的指導」もあります。

ウ、教員の懲戒権の見直しの必要性について

例えば、上記(3)②横浜市立小学校事件の調査報告書を読むと、教員の行為は「児童らに対して、差別的な取扱いを繰り返して心理的苦痛を被らせるなど、児童らの尊厳を害する許されない行為をしていたことが認められた」とあり、正に「児童虐待」そのものです。これ以外の事件でも、教員の児童等に対する言動（体罰・暴言等の暴力行為）の結果、児童等が精神的苦痛を受け心理的な葛藤の中で不安定になり、追い詰められて「自死」（飛び降り等）に至っています。「教員の事実行為の懲戒」の構造的問題として、生徒指導・部活動における教員と児童等との関係性（力関係）、密室性（閉ざされた学校空間）と児童等の権利擁護の不備等からして、教員の生徒指導が「児童虐待（マルトリートメント）」に陥る危険性があります。

「体罰・暴言等の自死事件等」の発生の実態を踏まえ、今回の民法改正の規定を参考にして、「懲戒と体罰・不適切な指導」の区別を考えるだけではなく、法律上の教員の児童等への懲戒権そのものを見直す時期にきていると考えます。

例えば、既に公表されている太田和敬教授の論文（「学校教育法懲戒権規定の検討」2013年3月文科大学人間科学研究紀要34巻11～36頁）の結論として、『学校教育法における懲戒権は、校長に限定し、教師の懲戒権は法的に廃止すべきである。これまで行われてきた教師の「事実上の懲戒」行為は、生活指導、つまり教育活動の一環として行われるべきであって、その指導は、あくまでも「教育的効果」によって検証される必要がある。多くの懲戒行為は、対象となる行為の改善とは関係が薄く、その目的が達成することは稀であろう。しかし、それは懲戒であるが故に教育効果は軽視されて

きたのである。教師の懲戒権がなくなれば、教育的効果があると考えられる対応をしなければならない。』という見解が参考になります。

【3 まとめ】

現状の「教員の懲戒権」のあり方の問題は、学校教育の目的（教育基本法第1条）の意味まで遡り（教育を通じて「人格の完成」と「社会の形成者」を育成するもの）見直せば、教員が行う教育は、本来「児童等の基本的人権・学習権（児童等の最善の利益）」を保障するものであり、教員の懲戒も「規律維持のための単なる制裁ではなく」、児童等の「教育的効果」を踏まえた「教育的指導」にたどり着きます。それは、教員が「生徒指導」と称して子どもたちを傷つけるものではなく、子どもたちの援助者として支援するものです。

そこで学校教育における児童等の利益のために教員の教育がどのように行われるべきかを法文上明らかにするために、現行の学校教育法第11条の懲戒規定を、民法の新しい821条（子の人格の尊重等）を参考にし、更に「こども基本法」の基本理念（第3条1項・下線部分）を取り入れた「改正試案」を提案するものです。

『第11条（児童生徒の基本的人権の保障等）校長及び教員は、児童生徒を教育するにあたっては、児童生徒を個人として尊重するとともに、その基本的人権を保障し、差別的取扱いを受けないようにしなければならない。』

今後、学校教育の基本となる「児童等と教員との信頼関係」を踏まえ、児童等の安全・安心な学習環境づくり（児童等への暴力を防止するために、既存の児童福祉施設等の権利擁護制度を参考にする）が必要であり、上記事件で犠牲者となった子どもたちに思いを寄せて、違法な生徒指導等を学校からなくすための私たちの責任として、学校教育法等の改善に取り組む必要があると考えています。

懲戒権削除ならびに体罰その他の 言動の禁止を定めた民法改正に対する声明

—子どもに対する暴力をなくし子どもの権利が 保障される社会をつくるため

2022 年 12 月 16 日

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク
NPO 法人子どもすこやかサポートネット

2022 年 12 月 10 日、懲戒権の削除ならびに体罰などの禁止を定めた民法等の一部を改正する法律案が、参議院本会議にて可決され、成立しました。旧民法 822 条は「親権を行う者は、監護および教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる」と、親権者の懲戒権を定めていましたが、本改正では同条が削除されました。懲戒権は、児童虐待を正当化する口実になっていると指摘されており、私たちはこれまで、懲戒権規定そのものを削除することを求めてきました。したがって、懲戒権の削除を伴う今回の民法改正を歓迎します。

今回民法に、新たに条文が付け加えられ(821条)、親権者が子の利益のために監護・教育の権利を有し義務を負う(820条)ことを前提に、「監護・教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、年齢および発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」とされました。

2019 年 6 月に児童虐待防止法 14 条等において体罰が禁止され、子どもの権利条約を参考にしたガイドラインを作成すべきとの両院の附帯決議に基づいて、厚労省による『体罰等によらない子育てのために』(以下、とりまとめ)が 2020 年 2 月に公表され、同年 4 月から法律は施行されています。このとりまとめでは、国連子どもの権利委員会一般的意見 8 号 1 の定義を参考にして、「身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても」体罰であると定義しました。

したがって、今回の改正民法 821 条で禁止された「体罰」も、この定義に基づき、どんなに軽いものであっても体罰であり、許されない行為であるということを引き続き政府は明確にする必要があると考えます。

また、私たちは、身体に対する体罰に加えて、暴言等の子どもの品位を傷つける取り扱いの明示的禁止も求めてきました。なぜならば、子どもに対する暴力からの自由についての子どもの権利条約 19 条を実施する指針である国連子どもの権利委員会の一般的意見 8 号・13 号において、体罰と同様に

に残虐なまたは品位を傷つける形態の罰や取り扱いなどあらゆる形態の暴力の明示的禁止が求められている一方で、国内法では、暴言等については「著しい暴言」(その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動)(児童虐待防止法 2 条 4 号)等の禁止に限定されているからです。近年の研究で体罰や暴言等は科学的に子どもの発達に負の影響を与えることが次々と明らかになっており、とりまとめでは、「著しい」ものに限定することなく、怒鳴りつけたり、けなしたり、辱めたりといった子どもの心を傷つける暴言や行為は子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性がある」と指摘し、「子どもの権利を侵害する」と明記されています。

この点、「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」の内容は不明確で、「軽いものも含むあらゆる体罰その他子どもの品位を傷つける取り扱い」から意味が狭められて解釈される可能性があり、「健全な発達に」の文言について削除を含め再検討されることが望まれます。

今後も、子どもに対するあらゆる暴力の明示的禁止、体罰等を容認する価値観や意識を変えるための啓発及び養育者への支援の強化などが求められます。そのために、私たちは以下の 4 点を提言します。

1. 子どもの権利条約に基づくさらなる法改正など: 中略
2. 大規模な啓発活動の実施: 中略
3. 子育て支援プログラムを含めた子育て支援施策の強化: 中略
4. 虐待・体罰等防止のための予算の確保、定期的な調査の実施: 中略

私たちは、懲戒権の削除を契機に、体罰等の子どもに対する暴力によってすべての子どもの体と心ころが傷つけられることのない、子どもの権利が保障される社会への歩みが着実に進むことを期待します。また、今後も、子どもの権利条約批准国として、子どもに対する暴力撤廃グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)2 の理事国・パスファインディング国として、政府による包括的かつ効果的な行動を引き続き求めていきます。

生徒人権宣言 (抄)

1994年11月20日 生徒人権プロジェクト
(千葉県生徒会連盟第4回総会設立提案)により
「生徒人権フェスティバル」にて公表

私達学校生徒は、日本国が批准した「子どもの権利条約」によって、私達にさまざまな権利があることを確認した。しかし、先に述べたように、その権利がしばしば侵されていることは否定できない。

そこで私達は、私達が持つ権利から見て以下の事項が「当然のこととして認められること」であると考え、またそれを守る人間になる決議をし、ここに宣言する。

I. 自分のことを自分で決める権利について

1. 生徒は、自分の意見を自由に主張することが出来る。
2. 生徒は、自分の将来の進路を自分で決めることが出来る。
3. 生徒は、自分の内申書を自由に見ることが出来る。
4. 生徒は、自分の内申書の記載事項を訂正させることができる。
5. 生徒は、自分の服装・装飾品および髪型を自分で決めることが出来る。
6. 生徒は、「服装・髪型・所持品」検査を拒否することが出来る。
7. 生徒は、教師による物品没収を拒否することが出来る。
8. 生徒は、免許・資格を自由に取得することが出来る。
9. 生徒は、アルバイトを自由に行なうことが出来る。
10. 生徒の「集会・団結・結社および政治活動の自由」は保障される。
11. 生徒は、署名を集めることができ、また、それを渡す相手に回答を求めることが出来る。
12. 生徒は、自分達に関わる金銭の話し合いに自分達の意見を反映させることが出来る。
13. 生徒は、学校行事に自分達の意見を反映させることが出来る。
14. 生徒は、自分達の活動の顧問を務める教師を選ぶことが出来る。
15. 生徒会の決定および生徒の自治活動は、尊重されなければならない。
16. 生徒に関わる校則等の規則は、生徒会・職員会議・PTAの話し合いに基づいて決定や改訂されなければならない。
17. 生徒会による、生徒会施設の保障要求は、尊重される。

18. 生徒会は、職員会議及びPTAの会議を傍聴する事が出来る。

II. 身体的自由を守る権利について

19. 生徒に対する体罰及び言葉の暴力は、行われてはならない。
20. 生徒は、罰としての労働を強制されない。
21. 生徒は、「連帯責任」に基づく罰を強制されない。
22. 生徒は、教師が決めた、国民体育大会等への「動員」を強制されない。
23. 生徒は、クラブ活動を自由に休止・脱退することが出来る。
24. 生徒は、学校外及び休業中の生活への、教師による干渉を拒否することが出来る。

III. 学校に行く権利・行かない権利について

25. 生徒に対する、不当な停学・謹慎及び退学処分は行なわれてはならない。
26. 生徒の落第に対する予防処置は、十分に行なわれなければならない。
27. 遅刻した生徒の「授業に参加する権利」を侵してはならない。
28. 生徒は、自らの意志により、学校の行事に参加することが出来る。
29. 生徒は、学校で規定された範囲内において、放課後を校内で自由に過ごすことが出来る。
30. 生徒は、自らの意志により、学校を休業することが出来る。

IV. 心の自由を守る権利について

31. 生徒に対する、人種・民族・国籍・性別及び家庭環境に基づく差別は、行われてはならない。
32. 偏差値等によって表現された「学力」に基づく、生徒の学校生活に対する差別は行われてはならない。
33. 生徒は、「性格テスト」「知能テスト」を拒否することが出来る。
34. 生徒個人の、成績の秘密及びプライバシーは守らなければならない。
35. 生徒に関する通信の自由は、保障されなければならない。
36. 生徒に対する検閲は、行なわれてはならない。
37. 生徒は、学校において、信教の自由を主張することが出来る。
38. 生徒は、学校の行事における「日の丸掲揚・君が代斉唱」を強制されない。
39. 生徒は、献血・募金等の“慈善活動”を強制されない。
40. 生徒は、密告を強制されない。
41. 生徒は、自由に恋愛を行なうことが出来る。

光陽中学校生徒会人権宣言

〔1988年 埼玉県光陽中学校生徒会〕

(前文)

光陽中は創立して以来、生徒一人一人の考えが尊重され、一人一人が平等である学校をめざしてきました。

しかし、ここ数年伝統とまでなってしまった異常な上下関係、そしてさまざまな暴力行為が数多くみられるようになってきました。このようなことが今まで放っておかれたのは、本部をはじめ、民主的集団の自覚と意志の弱さ、そして光陽中生徒一人一人の人権感覚の弱さに原因があったと言えます。

このような現状の中で、私達光陽中生徒会は、よりよき光陽中をめざして、問題解決に取り組んできました。一昨年(1986)12月の手袋・コート問題をきっかけに、1・2年生で上下問題について討論した1月の討論集会、部活内での上下関係について話し合った5月の全校総会、体育祭練習時の暴力事件について、体育祭前日の長時間にわたる臨時全校総会……。

これらの集会を経て、私達光陽中全生徒は、人が生まれながらに持っている権利を明らかにしようと決意しました。人権とは、人が生きる上で最低限保障されなければならない権利であると同時に、お互いに尊重しあうものです。また、人として生きていくうえでの

生命です。そして、ここに光陽中全生徒が自由かつ平等で豊かな学校生活を送るために、光陽中人権宣言をかかげます。

第1条 光陽中の生徒は、学年を問わずすべて平等な人権を持っている。

第2条 光陽中生徒一人一人の人権を最大限に尊重する。

第3条 上級生は下級生に、又同級生同士で、校則にない勝手な規則をおしつけない。それに従う必要もない。

第4条 少数の生徒の自己中心的行為、自分勝手な行為によって、光陽中学生徒の人権を侵すことを許さない。

第5条 暴力、その他生徒の心、身体を傷つける行為を許さない。

第6条 不正行為を許さない。不正行為があった場合、又は不正行為をされた場合、本部、学級委員会などの民主的集団に訴え、全校生徒で取り組む。

第7条 みんなで話し合い、みんなで決定し、みんなで実行する民主的集団の約束を守る。

(出典：『子どものしあわせ』1989年)

前文

B中 人権宣言 (福田あゆみ・中)

ここに『B中人権宣言』を定める。これは、B中がいじめを許さない、一人一人の個性が生きる学校であるための宣言である。

友だちがいやと思うことをわざとしたり、ばかにしたりすることはいじめとみなす。

そしていじめを許さないために、お互いを認め合い尊重しあう環境をめざしていくことが私たちの目標である。そのためには、B中学校にとって一人一人がかけがえない存在であるという自覚が必要である。なぜならば、私たちは同じ人間だからである。

〈第一条〉 いのちを大切にす

一人一人のいのちは、この地球上でたった一つしかない貴重なものだ。そのいのちをいじめや差別などで断つことは絶対に許されない。なぜなら、誰一人として必要のない人間はいないからだ。

私たちが走ったり、笑ったり、考えたりすることができるのも活力の源、「いのち」があるからだ。

〈第二条〉 差別は許されない

勉強ができるとかできないとか、スポーツができるとかできないとか、そんなことで人間の価値が決まるはずがない。

人は誰でもいいところと悪いところをもっている。いいところは認めあい、悪いところは補いあう。こういう雰囲気の中では差別も存在しなくなるはずだ。

〈第三条〉 一生懸命勉強する (文・略)

〈第四条〉 何事からも感じとる (文・略)

〈第五条〉 みんなで楽しく生活する (文・略)

(「西日本新聞」一九九六年六月八日付より)

資料 11

光州広域市 学校自治に関する条例

[2019 年 1 月 1 日制定、2019 年 3 月 1 日施行]

訳: 安ウンギョン

第 1 条(目的)

この条例は、児童生徒、保護者、教職員が学校運営に参加する権利を保障し民主的な学校コミュニティを実現し、意思の疎通や学びと成長のある学校文化をつくることを目的とする。

第 2 条(用語の定義)

この条例で用いられている用語の意味は、以下の通りである。

1「学校」とは、「初中等教育法」第 2 条および「幼児教育法」第 2 条第 2 号により光州広域市に所在する学校や幼稚園をいう。

2「児童生徒」とは、学校に通っている学習者をいう。

3「保護者」とは、親や保護者、または他の法令の規定に基づき保護・監督等の地位から児童生徒に対して実質的な教育の責任を負っている者をいう。

4「教員」とは、「初中等教育法」第 19 条第 1 項および「幼児教育法」第 20 条第 1 項の規定による教員をいう。

5「教師」とは、第 4 号の規定による教員の中、校長と教頭、院長と副園長を除く、主任教師や教師をいう。

6「職員」とは、「初中等教育法」第 19 条第 2 項および「幼児教育法」第 20 条第 2 項の規定による職員と、「光州広域市教育庁教育公務職員の採用および管理条例」第 2 条第 3 号による教育公務職員をいう。

7「教職員」とは、第 4 号および第 6 号の規定による教員と職員をいう。

第 3 条(学校運営の原則)

①光州広域市教育監(以下「教育監」という)と光州広域市教育庁管内の学校の校長と院長(以下「学校長」という)は、「教育基本法」第 9 条第 3 項に規定している学校教育の方法と目標を遵守し、学校を運営しなければならない。

②教育監と学校長は、「教育基本法」第 12 条から第 14 条までの規定に基づき、学校の運営過程において以下の各号を遵守しなければならない。

1 教育監と学校長は、法令の範囲内で教師が判断し決定した教育の内容、方法、および評価等に関する事項を尊重しなければならない。

2 教育監と学校長は、児童生徒、保護者、教師および職員が学校的意思決定プロセスに参加することを保障しなければならない。性別、宗教、年齢、身体条件、経済的条件、学業成績などの理由で差別してはならない。

3 教育監と学校長は、児童生徒と教師の教授学習活動を支援しなければならない。そのために教授学習活動のための予算を配分しなければならない。

4 児童生徒は、学校運営全般に関して学校に意見を表明することができ、教育監と学校長は、その意見を尊重しなければならない。

無断転載を禁止します

5 保護者は、児童生徒の教育に関して学校に意見を表明することができ、教育監と学校長は、その意見を尊重しなければならない。

③児童生徒、保護者、教職員が学校運営に参加する際には、民主的な学校コミュニティの実現のために、互いに信頼し、尊重しなければならない。

第4条(自治機構の構成など)

①学校は、自治機構として児童生徒会、保護者会、教職員会を置く。ただし、幼稚園は児童会を置かない。

②教育監と学校長は、自治機構の自治権が毀損されないように努めなければならない。

③教育監と学校長は、児童生徒の自治活動が教職員と保護者の不当な干渉を受けないように措置しなければならない。

④各自治機構の提案と意見などの調整のために、学校自治会議の構成・運営する。

第5条(児童生徒会)

①学校は、全児童生徒で構成する児童生徒会を置く。

②児童生徒会には、学年別・学科別・クラス別の児童生徒会と各児童生徒会の代表で組織される代議員会などを置くことができる。

③児童生徒会は、以下の事項を協議する。

1 児童生徒人権と福祉、自治活動など児童生徒の学校生活に関する諸事項

2 児童生徒会の会則の制定・改正に関する事項

3 児童生徒の学校生活と直接・間接的に関連する学校の規則の制定・改正等、学校運営委員会に提出する案件に関する事項

4 児童生徒会の予算編成、執行および決算に関する事項

5 その他、学校長または学校自治会議に附議する事項

④児童生徒会の運営に関する事項は、会則で定める。

⑤児童生徒会は、決定事項を遅滞なく全体の児童生徒に告知しなければならない。

⑥児童生徒会の役員は、民主的な手続きに基づいて構成する。

⑦教職員と保護者は、児童生徒会の意思決定に影響を与える不適切な行為をしてはならない。

⑧児童生徒会は、全校児童生徒会を開催することができ、必要に応じて学校長との懇談会を持つことができる。

第6条(保護者会)

①学校は、保護者で構成する保護者会を置く。

②保護者会の構成および運営に関する事項は、「光州広域市教育庁学校保護者会設置・運営に関する条例」に基づく。

第7条(教職員会)

①学校は、教職員で構成する教職員会を置く。

②教職員会には、教員で構成する教員会、職員で構成する職員会、学年別・教科別・職員統合の協議会などを置くことができる。

無断転載を禁止します

③教職員会は、以下の各号の事項を協議する。

1 教員福祉や自治活動と関連した諸事項

2 教職員会の会則の制定・改正に関する事項

3 教職員の自主研修活動に関する事項

4 学校運営委員会に提出する学校の規則の制定・改正、教育課程運営計画、学校会計予算・決算などの主な案件に関する事項

5 その他、学校自治会議の附議する事項

④教職員会の運営に関する事項は、会則で定める。

⑤教職員会は、決定事項を遅滞なく全教職員に告知しなければならない。

⑥教職員会議の役員は、民主的な手続きに基づいて構成する。

第8条(学校自治会議)

①第4条第4項の規定により、学校自治会議は、生徒会・保護者会・教職員会の各自治機構の役員2人と学校長で構成し運営する。

②学校自治会議は、以下の各号の事項を協議、調整する。

1 第4条の自治機構間の意見の総合に関する事項

2 第4条の自治機構間の紛争の調整に関する事項

③学校自治会議は、学校長が民主的な手順に従って運営する。

④学校自治会議は、学校長または第4条の自治機構の代表が要請した際、招集する。

第9条(保護者の教育選択権の尊重)

学校は、正規の教育課程以外の学習過程に対して保護者の教育選択権を尊重しなければならない。

第10条(予算支援など)

教育監と学校長は、第4条の自治機関の運営および事業に必要な予算を支援することができる。

第11条(委任規定)

この条例において規定されていない学校自治に関する事項は、必要に応じて学校の規定で定める。

付則

第1条(施行日)

この条例は、2019年3月1日から施行する。

第2条(経過規定)

この条例の施行の当時に構成された生徒会、保護者会、教職員会は、この条例に基づいて構成されたものとみなす。

無断転載を禁止します

特集 ブラック校則の現在

特集の趣旨

—日本とスウェーデンの自主規律度比較—

いま、日本の家庭や学校の規律、秩序維持のあり方が問われている。

家庭では、野田市の心愛ちゃん虐待死を契機として、2019年6月児童虐待防止法等が改正され、しつけの名による体罰が全面的に禁止された。それにともなう、子どもの家庭、学校生活を上から押さえ込んできた懲戒行為、親、教師の懲戒権も揺らいている。懲らしめる、戒めるという言葉で表された懲戒という言葉は、もともと戦前社会の残滓であると言われてきたが、ようやく見直すことになりそうだ。

2021年2月9日、法制審議会の部会は、答申の中間試案を公表した。子ども虐待防止のため民法822条に明示されてきた「懲戒」という言葉がようやく削除され、同法820条（親の監護・教育権）の第2項を新設し、子どもの人格を尊重することを新たに義務づける。

この民法改正による親の懲戒権廃止の動きと連動して、学校教育法上の学校・教師の懲戒法制も影響を受けることになる。この懲戒権行使の前提にある規律、秩序維持のルールである校則も見直しが求められている。

日本では、1980年代に校則による管理教育が台頭し、その後子どもの権利条約の批准期に生徒による自主規律、校則改革がすすめられたが、近年、生徒参加の停滞および学校・教師の疲弊にともなう管理強化のなかで、「ブラック校則」が社会問題化してきた。その実際と見直しの動きを、佐賀、福岡の弁護士会の活動から明らかにしたい。

なお、この多様性の時代において世界では子どもたちの自主的な規律による仲間づくりが進んでいるなかで、スウェーデンの校則との比較を試みた。（編集部）

下着の色等の制約は人権侵害 校則は学校が楽しくなるためのルール

—佐賀県弁護士会が「中学校校則の見直しに関する提言」を発表—

県立、佐賀市立の中学校の校則で多かった例
(県弁護士会調べ)

服装	- 下着、靴下、靴は白色 - スカートの長さは膝下 - くるぶし丈の靴下は禁止 - 冬服や合服への切り替え時期が学校指定 - コートやセーターなどの防寒具は黒、紺といった暗色系に限定
髪形	- 男子、女子で認められる髪の長さには差 - 前髪は眉毛にかかってはいけない - 男子はツーブロックや左右非対称のカット禁止 - 女子が髪を伸ばす場合は二つ結びか三つ編み - 眉毛をそってはならない - 縮毛矯正の禁止
その他	- 携帯電話の持ち込み禁止 - ゲームセンターやカラオケボックスなど遊興施設は保護者同伴でも禁止 - 友人宅への外泊を禁止

引用元：西日本新聞

ひがししま ひろゆき
東島 浩幸（佐賀県弁護士会）

【中学校校則の見直しについて提言】

佐賀県弁護士会は、2020年10月、校則制約を許容する判断基準を示し、子どもの権利の明記、子どもの意見を聴く手続き等について『中学校校則の見直しについて提言』を発表しました（佐賀県弁護士会のホームページに全文掲載

(<https://www.sagaben.or.jp/>)。

NEWS LETTER No.143 CONTENTS

特集 ブラック校則の現在—日本とスウェーデンの自主規律度比較—

■校則見直しの提言（佐賀県弁護士会） 東島浩幸 …1

下着の色等の制約は人権侵害 校則は学校が楽しくなるためのルール

■ブラック校則の現在—県内中学校の校則調査から見えてくるもの 佐川 民 …3

■校則はみんなが仲良くできるように一緒に決めた“幸福のルール”
—スウェーデンの高校の自主規範と意思決定

ヨアキム ハンセン …6

キャンペーン委員会コーナー

子どもの権利の実現をめざした政策提言の取り組み 川上園子 …8
—条約キャンペーン委員会政策提言チーム 第1次提言にむけて

資料

広げよう！子どもの権利条約キャンペーン政策提言 第2次案…10

連載：子どもの権利の国際動向

スコットランドで進む子どもの権利条約実施法 平野裕二 …11

本の紹介

鉄筆とピラ～立高紛争の記録1969-1970～ 井上恵子 …12

弁護士会が校則の提言を出そうと考えた背景には、近年いわゆる「ブラック校則」ということが社会で問題とされるようになってきていることに加え、県教育委員会が2020年3月に2020年度内での中学校校則の見直し要請の通知を出したことがありました。

調査方法は、情報公開請求で市内の佐賀県立中学4校、佐賀市内の公立中学18校の各校則を収集して分析した上で、2つの中学校の生徒及び1つの中学校の教師から校則の運用実態についてヒアリングをしたうえで、提言をまとめました。

【決まりだから守れ？】

調査して疑問に思った校則の例は下図のとおりです。「ツブロック」の髪形などすっきりしているのになぜダメなのなど、疑問を持つ人が多いと思いますし、制約の理由について先生が生徒に「決まりだから」という程度しか説明していないこともわかりました。

では、校則を基本的にどのように考え、許される校則、許されない校則をどのように判断すればよいのでしょうか？

学校は子どもたちの教育を受ける権利（学習権）を保障する重要な機関です。その学校教育を成立させる規則は必要です。授業中に教員の説明を妨害して騒ぎ続けるなどは制限されて当たり前です。しかし、他方、子どもも人権や子どもの権利を持っています。以前は、子どもは未熟だからおとなが子どもに対して大幅に制限を加えてもよいのだという考えが主流でした。裁判例でも、“著しく不合理な校則でない限り、有効である”との考えが主流でした。

しかし、1989年に国連で採択された子どもの権利条約では、子どもを保護の対象というだけでなく、権利の主体、権利行使の主体と位置づけ、かつ人格的に自律した存在として捉え、意見表明権を認めています。このことを考えれば、子どもの自己決定権に関するもの及びそれに準ずる事柄では、「①校則の各条項での制約目的が学校教育上真に実質的に正当な目的を有し、②その目的に照らし、制約手段として実質的に関連しているといえる場合に許される」という判断基準が妥当であると弁護士会は提言しました。

【校則に子どもの権利を明記、校則制定への生徒参加】

また、弁護士会の提言では、校則の中に子ども（生

徒）の権利を明記すること、及び、子どもの意見表明権（条約12条）の観点から、校則の制定・変更の際に、子どもの意見を聴く手続きを設けるべきとしました。

【下着の色等の制約は人権侵害】

個別的項目では、①制服は標準服の限度でしか制限できない、②下着の色等の制約は人権侵害、③髪型の制約についても合理的な説明が必要で、男女で分けることは不合理、④所持品の中で携帯電話の一律持ち込み禁止は行き過ぎ、⑤校外の生活は親の第1次的養育責任が前面に立ち学校は指導レベルでしか制約できないなどと提言しました。

学校が生徒の学校外の私生活にも過度に制約を課すのは、保護者の要望や地域社会からのクレームが学校に集中するという事情にも大きな原因があることがわかりました。その意味で学校の守備範囲をもう一度保護者も含めて見直すことが必要でしょう。

【校則は学校が楽しくなるためのルール】

校則は子どもを中心として学校が楽しくなるためのルールです。子ども、学校の教員、保護者など関係者が話し合い等を通じて納得できるルールを作ることが重要です。そのことが、子どもが将来の民主主義社会の担い手となる経験を積むことにもなります。

佐賀県弁護士会では、この提言を県教育委員会、各市町教育委員会等に渡しています。校則見直しに資するためです。来年度以降は、今年度末までの校則の見直しの成果を検証し、今後に向けての教育関係者や市民との対話をしていきたいと考えています。



ブラック校則の現在

―県内中学校の校則調査から見てくるもの

さがわ たみ

佐川 民(福岡県弁護士会)

はじめに

―無目的・非合理的校則に直面して

中学校の校則の中には、制限される理由がよくわからないものがあります。また、性別によって着用する制服や髪型に対する規制を分けているものもあります。校則は「生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律」として定められたものですが、実際には生徒の学校生活を必要以上に制限するものとなっています。文部科学省は、時代の進展に合わせて校則を見直す必要があるとしていますが、実際には、校則の見直しはほとんど進んでいません。

福岡県弁護士会では、校則の実態を調査するため、2020年7月、福岡市教育委員会に対し、福岡市内の各中学校における校則について公文書公開請求を行い、市立中学校全69校が作成した文書の開示を受けました。また、福岡県弁護士会は、福岡市内の生徒、保護者、教職員から直接聴き取り調査を行いました。

その結果、福岡市立中学校の校則には、服装、頭髪、持ち物、学校外での行動に至るまで事細かな規制が設けられており、そのいずれにも真に必要な学校教育目的上の目的を認めることができず、規制するだけの合理的理由を見出すことができませんでした。

中学校校則に何が規定されているか

【標準服の規制】

―シャツの色や形、スカートの丈、スラックスの幅等を規制

校則には、標準服の着方について事細かな規制があ

りました。しかし、そもそも生徒が登校にあたりどのような服装をするか自由な生徒の意思により決められるべきですし、標準服が「学校において着用することが望ましい」とされている服装であることからしても、校則において標準服の着方について細かな規制をするのであれば、そのような規制について教育目的が認められることが必要です。しかし、シャツの色や形、スカートの丈等を規制することによってどのような教育目的があるのか明らかではありません。授業等の活動において支障がないようにスカート丈やスラックスの幅等の規制を設けているとも思いますが、生徒の体型や活動のスタイルは個々で異なるのですから、個別の事情に応じて対応すれば足り、画一的に長さや幅を規制する必要性はありません。

【頭髪の規制】

―頭髪の長さや髪型、頭髪は直毛で黒色

頭髪の長さや髪型について様々な規制が設けられていますが、頭髪の長さや髪型について細かく決めなければならない合理性や必要性は全く認められません。

また、染色や脱色、パーマを禁止する校則も多く認められましたが、その背後には学校が一方的に想定する中学生像があり、そこでは頭髪は直毛で黒色であることが前提となっています。しかし、そもそも髪の色や形状は人によって異なっており、生徒がどのような髪の色や髪型にするかは自由に決定できるものであることから、制約を受ける理由はありません。仮に、何らかの制約を課す理由があったとしても、頭髪が直毛や黒色ではない生徒に対し、地毛証明書の提出を求

める等の指導を行うことは、生徒の生まれながらの髪色や髪質を否定し、個人の尊厳を踏みにじるもので過度な指導であり、直ちに見直しが必要です。

【眉毛の規制】

眉毛に手を加えることを禁止する旨の規制が確認できた学校は56校であり、うち2校が眉の間を含み、3校が額を含んで一切手を加えることを禁止していました。

しかし、眉毛に手を加えることを禁止することによつたような教育目的があるのか不明です。仮に何らかの教育目的があったとしても、眉毛の形状にコンプレックスのある生徒もいることも容易に想像できることから、眉毛に手を加えることを一律に禁止することは過度な制限であると言わざるを得ません。

【下着の規制】

下着に関する規制は83%の中学校が認められました。しかし、下着の色や柄に関してこのような規制を設ける教育目的が明らかでなく、規制する必要性・合理性も全く見当たりません。このような規制は、教職員が生徒の下着を目視するなどの違反調査がなされることにもつながり、生徒に羞恥心を抱かせるなど新たな人権侵害を生み出すことにもなりかねません。

【男女区別を基準とする規制】

標準服に関する規制において、男女で規制内容が異なっていた中学校が全体の72%にも上っていました。また頭髪についても男女で異なる規制を設けている中学校は全体の84%となっていました。

しかし、性自認や性表現には多様性があり、「男」「女」以外の性を自認する者、生まれた際に割り当てられた性と性自認や性表現が異なる者等がいるにもかかわらず、生まれた際に割り当てる「男」「女」という二元的な性別基準によって生徒の服装や髪型を区分する正当な目的はありません。特に標準服については福岡市立中学校の多くが、2020年度からスカートやスラックスを自由に選択できる新標準服を導入していますが、上記のように男女で標準服の規制内容を分けることは、選択型標準服を導入した趣旨にも反するといえます。

校則運用上の問題点

【明文なき校則による制限】

—おでこの産毛剃りも指導

生徒手帳等に記載されていないにもかかわらず、生徒の自由を制限するような明文なき校則が存在しており、これに基づき生徒指導がなされている実態が明らかになりました。

生徒には自己決定権があり、校則はこれを制限するものであることからすれば、事前に生徒のどのような行動を制限するかについては生徒がわかるように明らかにしておく必要があります。生徒自身にどのような規制が存在するのか明確に分からない状態のまま、校則違反として指導することは、生徒に不意打ちをもたらす、妥当ではありません。校則による制限は、教育目的を達成するために合理的な範囲内に限られるべきことからすれば、生徒手帳等によって事前に決められている以上の制限を生徒に課して指導することは非常に問題です。

また、校則に規定がないにもかかわらず、おでこの産毛剃りをしたことについて指導を受けたという事実が認められました。これは教職員に頭髪等について何らかの加工をすることに否定的な認識があることから、おでこの産毛剃りという校則に規定のないものについてまで拡大解釈して校則違反であると指導しているものと思われます。頭髪等を制限する目的である「中学生らしさ」が人や場所や時代によって変遷し得る曖昧なものであるにもかかわらず、生徒指導の基準となっていることから、上記のような拡大解釈を招いているものと考えられます。

【教職員による恣意的な運用】

校則に関する指導において、同じ教職員であっても生徒によって指導内容が異なっていたり、教職員の機嫌によって指導内容が異なったりする等、教職員による恣意的な運用が認められました。

校則は生徒の自由を制限するものですから、校則に関する指導も規制内容に従って行われる必要があります。それにもかかわらず、教職員による恣意的な運用がなされていることには、制限する基準が曖昧であることに加えて、教職員自身が校則で制限する理由や

目的を理解しないまま生徒指導にあたっていること（そもそも制限する理由や目的がない校則が多いことにも注意が必要です。）に原因があると思われます。

【生徒の人権を侵害する生徒指導】

校則の中には下着の色の指定のように規制する内容そのものが理不尽なものがあり、これに違反した場合の指導方法として「脱がせるよう指示する。」等生徒に羞恥心を抱かせるおそれの高い指導内容を規定するものもあり、生徒のプライバシーを侵害する恐れが非常に高い内容となっていました。また、生徒が眉毛に手を加えた場合には教室に入れなかったり、教職員が太く大きく眉毛を書いたりするものや休み時間はトイレ以外に教室から出ることを禁止するといった合理性のない過度な制裁を規定するものもありました。

実際の生徒指導においても、校則に違反したということで長時間指導を受けたり、地毛が明るいただけなのに毎回指導を受けたりする等明らかに行き過ぎたものも認められました。また、校則違反の指導の中で、何かと「連帯責任」を取らせる指導もありました。

【校則についての議論の禁止】

校則の内容については、生徒の実情や時代の進展などを踏まえて見直していくことが不可欠であり、見直しにあたっては当事者である生徒の意見が反映される必要があります。しかし、実際には、生徒会で校則について議論していたところ、先生から校則の議論を禁止されたり、校則について意見を言うこと「内申に響くぞ」と言われ、生徒が自ら口をつぐんでしまうという状況にあることがわかりました。

生徒は、校則の意義について疑問を感じながらも、そのことについて意見を出すことができず、ただ「校則で決められているから」ということだけで自由を制限されており、それが強いストレスとなっている実態も明らかになっています。

さいごに一生徒の人権を守る校則への転換を

市立中学校は義務教育の場であるため、地域から多くの生徒が通学しています。その中には複雑な事情を抱えて家庭に居場所がない生徒もいれば、発達

障害のある生徒もいるし、不登校となっている生徒もいます。生徒は一人一人個性や抱える問題が異なっており、そのような生徒たちが共に学ぶことに学校教育の意義があります。そのため、学校はすべての生徒にとって安心して過ごせる場所であることが重要であり、それには多様性の受容と尊重が不可欠です。

校則は学校におけるルールですが、本来、ルールは「人を縛るもの」ではなく、「人（特に弱者）を守る」役割を担うものです。したがって、本来校則は、生徒が教育を受ける権利を保障するとともに、学校という集団の中で個々の生徒の人権を保障する役割を担うべきもののはずです。しかし、現在の校則は、単に上（教職員側）から生徒を縛るものになってしまっており、生徒の権利や人権を守るという役割がほとんど果たされていないものとなってしまっています。このような校則は、生徒一人一人の個性を尊重できるように、生徒の人権を守るものに見直していく必要があります。そして、見直しにあたっては、生徒の意見を反映させることが不可欠であり、そのためにも学校は生徒に対し校則についての自由な議論を保障すべきです。

福岡県弁護士会は、2021年2月17日、中学校校則の見直しについての意見書を出しました。福岡県弁護士会のホームページ上にて、「校則に関する調査報告書」及び「中学校校則の見直しを求める意見書」を公開していますので、是非ご参照ください。

以上

九州朝日放送

ブラック校則で福岡県弁護士会が福岡市教委に意見書

KBC九州朝日放送 2021/02/22 15:26



© KBC九州朝日放送

校則はみんなが仲良くできるように 一緒に決めた “幸福のルール”

—スウェーデンの高校の自主規範と意思決定—

ヨアキム ハンセン(Joachim Hansen)

スウェーデン・公立高校教師(社会科・歴史)



スウェーデンの校則は、よく「秩序のルール」とか「幸福のルール」と呼ばれている。この呼び方のニュアンスは、「校長が作った校則」ではなく、「みんなが仲良くできるように一緒に決めた行動ルール」という意味である。

【クラス会、生徒会で定期的に議論し、ルールを独自のものに】

学校に「秩序のルール」があることを確認するのは校長の責任である。全国の学校基本指針や指導要綱とは別に、「秩序のルール」は各学校特有の状況やニーズに適合させる必要がある。規則は、教師や他のスタッフ、生徒、そして義務教育では保護者と一緒に作成する必要がある。

「秩序のルール」について定期的に話し合い、生徒が個々の学校に何を適用すべきかを策定し、ルールを独自のものにすることが重要である。そして、「秩序のルール」が教師と生徒に知られ、役立つためには、学校でお互いが協力しなければならない。ルールは、困難な状況が発生した場合に学校のスタッフと生徒がフィードバックでき

る生きた文書でなければならない。「秩序のルール」は、生徒とその保護者と一緒に学校のスタッフによって評価され、フォローアップされなければならない。学校の状況を常に反映するように、「秩序のルール」を見直すことが重要である。おそらく、「秩序のルール」が機能し、尊重されるための最も重要な要素は、生徒がルールの内容作成に参加し、内容の発展と改善に関与できることである。そのため、ルールはクラス会や生徒会で定期的に議論されている。

【ルールの設計と適用—差別の禁止、尊厳の尊重】

また、ルールは具体的で理解しやすいものでなければならない。秩序のルールを通じて、学校は生徒の幸福と安全の向上に貢献するシステムがあり、生徒が公正であると認識していることを保証する必要がある。これに対する集団的罰または脅迫は許可されていない。ルールの設計と適用は、学生、教師、または他の教職員が、これらのために差別されたり違反されたりしていると感じる

ようなものであってはならない。生徒の尊厳を尊重し、誠実に行われなければならない。

「秩序のルール」は、学校での子ども、若者、おとなの間でどの規則が適用されるかについて相互的でなければならない。指導要綱は、学校が伝えなければならない価値観を説明しており、これらは、生徒と教師がお互いに対してどのように行動するかを議論する際の出発点である。

【差別、虐待、ハラスメントと学校行動計画】

子どもや生徒に対する差別やその他の虐待の禁止に関する法律により、生徒が嫌がらせを受けた場合に学校が行動するという要件が厳しくなった。法律は、すべての人の平等な価値の促進を強調し、「平等待遇制度」を確立するための活動を義務付けている。平等待遇制度というのは、差別しないように、人々を平等に扱う制度である。さらに、誰かが違反した場合の対策も扱っている。その制度は指導要綱と基本指針を元にして、それぞれの学校の状態によって確立する。秩序のルールと平等待遇制度を伴う作業は、互いに統合され、総合的思考によって特徴付けられる必要がある。

「秩序のルール」の例:

1. 不適切な行動や軽微な違反に対して、たとえば生徒が授業を中断させた場合、教師には一定の懲戒権がある。教師は生徒の行動に変化を促し、もし生徒がやめない場合は、生徒を教室の外に出すことができる。ただし、学校には、示されている生徒を監督するためのルーティンが必要である。義務教育では、教師は生徒を学校の一日の終わりから最大1時間、監督下で学校にとどまらせることもできる。その時間は、学校の仕事に関連する意味のあるタスクで満たされている必要がある。
2. 表現の自由は、たとえば民族に対するヘイトスピーチに関しては、法律によってのみ制限することができる。その他の場合、表現の自由や報道の自由を制限するために学校の「秩序のルール」を使用することはできない。不寛容と非民主的な意見は、知

識、オープンな議論、そして学校側の積極的な努力、例えば、生徒や家庭との話し合い、学校での情報、または基本価値観に関する詳細な教育を通じて満たされなければならない。

3. 服装は通常、生徒自身が決定するものである。「秩序のルール」を用いるのは、他の学生が不快と感じる可能性のある過度に挑戦的な服装の時に適用される。こうした場合は話し合いて合意する。なお、学校が個々の生徒の服装について決定を下す特別な場合がいくつかある。例えば、服装が教師と生徒の接触を著しく妨げる場合や、実験室での作業や同様の演習中に特別なリスクを伴う場合であり、宗教的背景があってもその服装を禁止することができる。

最後に、学校はまた、生徒が善良な市民になるための教育を支援する任務を負っている。誰もが「秩序のルール」に該当することを生徒に理解させることが重要である。ここでは、「秩序のルール」を作り、決めていくプロセスが重要な役割を果たす。

また、どのルールを適用するかについて生徒に与える影響も重要である。生徒が特定のルールを受け入れない場合、民主的な話し合いによって決まっているという意味を説明することが重要である。一般的な社会と同様に、個人的な意見に関係なく、そうしたルールに従わなければならない。

【日本とスウェーデンの校則比較で何が違うのか】

この「秩序のルール」の例は、スウェーデン学校庁のオフィシャルなガイドラインに書いてあり、私はこの内容に賛成する。そして、この「秩序のルール」へのアプローチは、教師が賛成しても反対しても、全国の教師に影響する。これを読んで、日本の校則と、スウェーデンの「秩序のルール」の重要なポイントを比較したら、日本の校則にどれだけ影響を与えるだろうか。

資料の参照

Skolverket. *Ordningsregler för en trygg och lärande skolmiljö*. 2006. Davidssons tryckeri, Växjö.

(スウェーデン学校庁、「安全に学習する学校環境のための秩序のルール」、2006年)

愛知県立高校50校の校則

分析しました

愛知県弁護士会 子どもの権利委員会

私たちから、今日来てくれた子どもの皆さんに質問です。

皆さんは「自由」に生活できていますか？

私たち弁護士は、**子どもの人権相談**等で、子どもの様々な問題に接します。
その中には、**学校生活の様々な悩みごと**もあります。

上の質問に「はい」と答えてくれる人はどれだけいるのでしょうか？
私たちは、そんな疑問を抱き、とても心配しています。

もう一つ、質問です。

「自由」ではないということは、どのような状態ですか？

一人ひとりの人権や権利が、十分に尊重されず、不当に制限されている状態

人として誰にも認められる「**人権**」
更には、子どもとして特に保障される「**子どもの権利**」



子どもの生活の大部分を占めるのが学校生活
・・・「**校則**」というルールが存在



校則は、一人ひとりの「**人権**」と「**子どもの権利**」を尊重できていますか？

私たちは、皆さんが自由に、そして豊かに学べる、**より良い学校生活の実現をお手伝いしたい**と考え、学校生活に大きな影響を与えている
校則 を調査することになりました。

さあ、皆さんも一緒に考えましょう！

まず、『校則』とは、何なのでしょう？

<出発点>

- ① 子どもも一人の人、**人権**の主体
- ② 学校は、子どもたちが**集団**で学ぶ場
- ③ 学校では、**一人一人の教育を受ける（学ぶ）権利**が保障されなければならない

校則とは、

「**学校の集団では一人一人の子どもが安心して安全に学ぶ権利を尊重しあい、守りあうためのルール**」としての**必要最小限度の制限**

しかし、実際の校則は、必要以上に皆さんの人権や権利を制限しています。

具体的に見てみましょう。

今日は、とある高校に通う、Aさんの生活を見てみましょう。

Aさんは、
ものすごく暑い日でも、半袖Tシャツと短パンは着られません。
ものすごく寒い日でも、ダウンコートは着られません。

Aさんは、毎日決まった服、つまり制服を着て、登校します。
身に着ける防寒着も、学校指定の羊毛のコートです。

・【制服】

服装は、自分がどんな人か、どんな人として見られたいかを表す**自己表現の手段の一つ**であり、それを自ら決めることができるという点で、**自己決定の一つ**です。

そのため、通学の服装は制服でなければならないという校則は、Aさんの「**表現の自由**」と「**何を身に着けるかの自己決定権**」を制限しています。

「表現の自由」や「自己決定権」は、**日本国憲法でも保障される重要な人権**の一つです。

制服の定めは、調査対象の**ほぼすべての学校で存在**していました。

防寒着に関する何らかの規定（期間制限・種類の限定・指定等）も、**半数程度の学校で存在**していました。防寒着は寒さから身を守るためのものですから、「**生命・身体の自由**」の観点からも、その制限は抑制的であるべきです。

Aさんは、学校に着きましたが、教室で鞆を開けると、忘れ物に気が付きました。家に家族がいるので、スマートフォンで連絡すれば、持ってきてくれるはずです。でも、今はできません。諦めるしかありません。

がっかりしているAさんに、隣の席の親友のBさんが声を掛けました。

「私の貸してあげるよ！」

「ほんとうに！ありがとうございます！助かるよ～」

その流れで・・・

「そういえば、帰りに最近できた話題のお店行こうよ！」
と言いたところですが、後ろで担任の先生が聞き耳を立てているので、言えません。

・【携帯電話・スマートフォンの校内使用禁止】

スマートフォン等の持ち込み自体を禁止する学校は、調査対象の**1割**程度でしたが、校内での使用禁止など、利用に関する定めを設けている学校は、調査対象の**半数程度**に及んでいました。

「所持品」は、**学校外の本来的に自由な生活**とも密接に関係します。

所持品に関する規定については、できる限り緩やかな規制にすべきでしょう。

・【買い食いしない】【登下校時、喫茶店や飲食店等に入入りしない】

このような校則も**多く見られました**。生徒の**行動の自由**を制限していることは明白です。**「不適切な場所」への立ち入りを規制する学校がほとんど**ですが、生徒の安全を守るためであれば、何が行われる場所が「不適切な場所」なのか、具体的にどんな場所なのか、**十分な説明が必要**です。どのような飲食店でも一切禁止するというのは、過剰な規制と思われます。

Aさんは、小さいころからボルダリングをしています。
来月には、大会が控えているので、時間があればボルダリングの練習がしたいです。

しかし、Aさんは、授業後は学校のサッカー部で部活をしなければいけません。学校の部活にボルダリング部はありません。

Aさんは、幼馴染のCさんととても仲良しです。
Cさんと一緒に帰りたいのに、Cさんとは一緒に帰れません。
Aさんはサッカー部が19時までありますが、
Cさんは、18時30分までしか学校にいられないからです。

- ・【部活は全員登録】【部活動は正当な理由なく欠席してはならない】
部活動について、何らかの強制をする学校は**多く見られます**。

部活動は、**学習指導要領上、生徒の自主的、自発的な参加によるもの**と位置づけられており、生徒一人一人の自己決定権が尊重されるものです。何らかの強制は、自己決定権を不当に制約しています。

- ・【女子だけ下校時間が早い】

このような校則も**少数ですが見られました**。このような規定の目的は、「女子の方が男子に比べて腕力が弱く、犯罪被害などに遭わないようにするため」というところでしょうか。**犯罪被害への懸念に性差はありません**。生徒全員が、安全に帰宅できる時間を下校時間とするべきです。

Aさんは、今日は美容院に行く日です。
美容師さんから「今日はどんな髪型にしましょうか？」
この前テレビで見たサッカー選手かっこよかったな・・・。
「金に染めて、ツーブロックで！」なんて言えないです。
「いつもどおり。短くしてください。」

髪型くらい自由にしたい！
そう思ったAさんは、翌日、生徒会に直談判に行きました。
生徒会の中でも、同じように考えている人は大勢いました。
でも「どうすれば校則は変えられるの？」とAさんは質問しますが、誰も答えることはできませんでした。

- ・【髪型】

髪型は**自己表現の一つ**です。それと同時に、**人種や宗教、ジェンダー等にも関り**を持ちます。様々な人権の観点から、その自由は強く保護されなければなりません。しかし、**すべての学校で髪型について規制がありました**。

また、その規定の仕方は「高校生らしい」「華美でない」「清潔な」など、その言葉だけでは何がダメなのか分からない、不明確な規定ばかりでした。

曖昧な言葉を用いた不明確な規定は、生徒にどこまで許され、どこから禁止されるのか分からないため、必要以上の規制がかかってしまいます。これを**萎縮効果**と言いますが、表現の自由の保障の中では、特に注意しなければならない問題です。

・【改廃規定】

調査対象の学校の校則には、**1つもありませんでした。**

『子どもが権利の主体である』ということは、自分のことは自分で決めたり（自己決定権）、自分に関わることを決めるときにはそれについて意見を言うことができるということです。

校則についていえば、校則は生徒の生活を制約するのですから、その改廃については、生徒の意見表明が必要ということです（子どもの権利条約12条）。**生徒が自ら声を発し、その声を校則に反映させる仕組み**が必要なのです。

もちろん、学校長に校則を制定する最終権限（責任）があるわけですが、子どもの権利条約を批准している日本において、その裁量は自由裁量ではなく、「子どもの意見表明と最善の利益」の範囲限りで裁量があると考えべきなのです。

そのほかにも・・・

- ☆ 靴下や下着、化粧についての規定
- ☆ 遅刻、早退や欠席についての規定
- ☆ バイクに関する4ない運動
- ☆ アルバイトの禁止

などについても、配布資料で検討しています。

これらの校則について、私たち弁護士がどのように考えているのか、一度読んで頂けたら嬉しく思います。

私たち弁護士が校則を見ると、生徒の皆さんの生活の自由は、校則によって必要以上に制限されていると考えています。

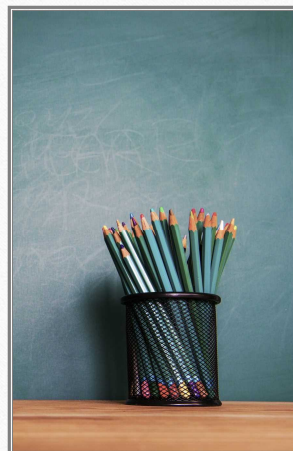
そして、校則の中には、違反した場合に不利益な指導を受ける必要がないように思われるものも多く規定されていることが分かりました。

礼儀・作法・常識など知識として必要と思われるものは、校則で「取り締まる」のではなく、先生からの「アドバイス」として、生徒と一緒に考えればよい問題であると考えます。

では、実際に学校に通っている、高校生の皆さんや、学校の先生は、このような校則をどのように思っているのでしょうか？

次は、そんな実際の声をまとめて紹介します。

校則アンケート 報告



調査方法について

3つの視点から アンケート・インタビュー・(校則ホットライン)を実施

生徒



愛知県内の50校の高校の高校2年生に依頼
アンケート総回答数:1074人
インタビュー:4校7名

学校



愛知県内の50校の高校にアンケートを送付
アンケート総回答数:38校
インタビュー実施:5校

生徒会



愛知県内の50校の高校にアンケートを送付
アンケート総回答数:79(同じ生徒会の回答含む)
インタビュー実施:2校

2

本日の報告

- ① **生徒(高校生)**の視点から見てきたこと
- ② **学校**の視点から見てきたこと
- ③ **生徒会**の視点から見てきたこと
- ④ 3つの視点を**横断的**に見てわかったこと・感じたこと

※アンケート・インタビュー・校則ホットラインの詳細は、参考資料をご覧ください

3

生徒(高校生)の視点①

生徒(高校生)は、校則に対して、意見を持っている

<アンケート分析>

校則の必要性を感じながらも、内容に疑問を感じる校則もあるとの意見が多く寄せられた

<インタビューより抜粋>

- ・(どのような場合に指導の対象となる違反なのか)基準が良くわからない
- ・意見箱はあるけれど、意見を言いにくい 等々

4

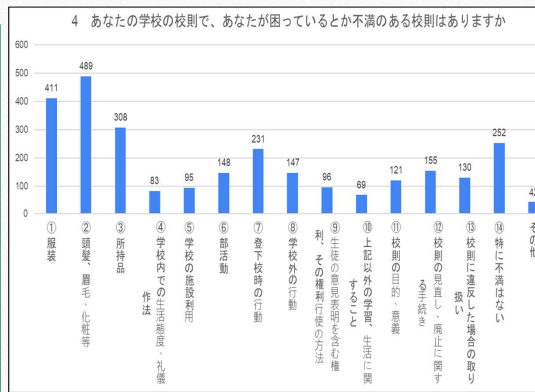
生徒（高校生）の視点②

<不満のある校則>

1位:頭髪、眉毛、化粧等 2位:服装

<生徒のインタビューの声>

- ・学力に関わらないし、今はツーブロックは就職にも影響しないのに
- ・ワックスやスプレーで髪を整えることは、社会に出たらやっていること
- ・男女の区別があるのは多様性としてどうだろう?
- ・眉毛を整えるのを禁止される。整えない方がボサボサでは?



5

生徒（高校生）の視点③

生徒たちに、校則の理由について説明がない

<インタビューより抜粋>

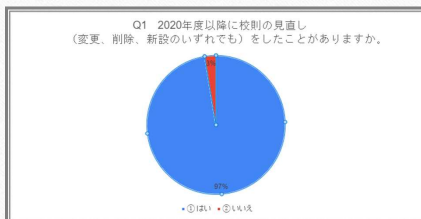
- ・生徒がその校則がなぜあるのか聞いても、先生に「ルールだから(守れ)」と言われてしまう
- なぜ、その校則が必要なのか先生も理由を説明できない
- ・校則が変更になった際にも、変更の理由が生徒に対して説明されなかった

6

学校の視点①

<アンケート分析>

- ・校則の改定を既に行っている学校は多かった
- ・特に服装について校則の改定をしている学校が多い



Q3 見直した又は見直しを予定している校則は、何に関する校則ですか



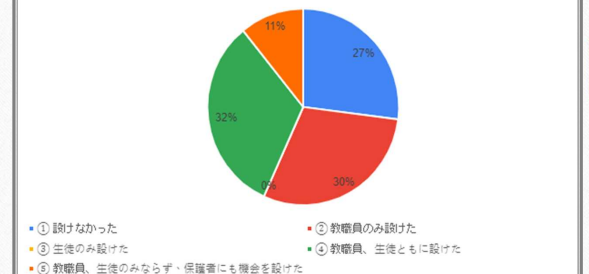
7

学校の視点②

<アンケート分析>

- ・生徒の権利に配慮しながら校則改定に取り組んだ学校は少なかった
- ・生徒の権利保障について理解を深める機会が、生徒自身に対しては、半数以上の学校で行われていない

Q7 見直しにあたって人権や生徒の権利について考える機会を設けましたか、または設ける予定ですか。



8

学校の視点③

<アンケート分析(Q15)>

回答を寄せてくれた学校の約半数が、**状況やニーズに応じて、あらゆる校則を視野に入れ、見直しを検討しようという姿勢**が伺える



<アンケート分析(Q16)>

一方で、教職員の中には、校則を変化させることで、**風紀が乱れたり、生徒の生活が荒れたりするのではない**かという**不安の声**もある

9

生徒会の視点①

校則見直しにおいて、どのように生徒から意見を聞きましたか？

<インタビューより抜粋 Q8>

- ・ アンケートをとっても回収率が悪かった
- ・ 各クラスの代表者を通じて意見を持ち寄るが、生徒たちがクラス代表に自らの意見を伝えやすいかというところではなかった
- ・ 生徒の中には、そもそも関心がない人もいる(無関心層がいる)



<アンケート分析、インタビュー分析>

▷生徒と生徒会を繋ぐ橋渡しの必要性=生徒全体で意思決定を行う(生徒が意見を言える)ための仕組み(手続)が必要

10

生徒会の視点②

校則改定に際して、生徒会と学校を橋渡しをするような教員が必要

生徒の声を
学校に伝える
メガホンの役割



学校の言い分
を生徒側に
わかりやすく
伝える役割

11

調査結果を横断的に見てわかったこと

- ・ 生徒や保護者の声をきっかけに、校則は実際に変わっている
- ・ 校則を変えていく仕組みづくりが必要である

生徒と
生徒会
を繋ぐ



生徒たち
(生徒・生
徒会)と
学校を
繋ぐ



生徒が意見を
表明できる
環境づくり

12

校則を改定することによって

<インタビューより抜粋>

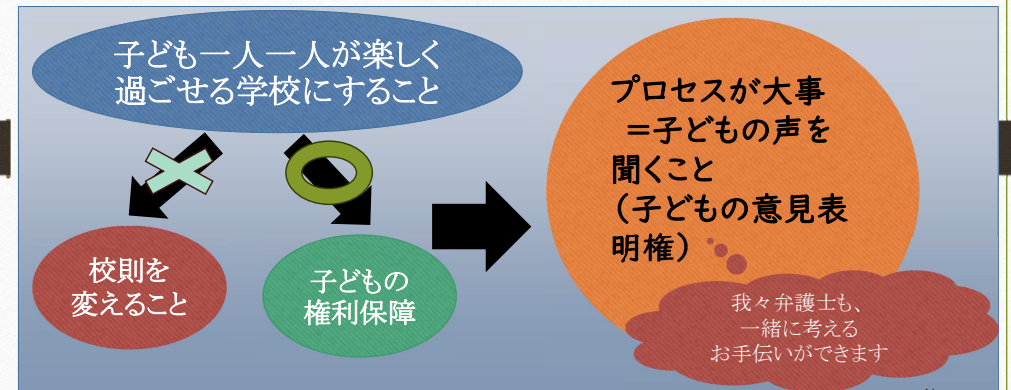
・校則を見直すことで、魅力ある学校づくりに役立っている

<アンケート・インタビュー分析>

・生徒が意見を表明し、主体的に参加する教育的機会にもなる

13

アンケート・インタビューをふまえて感じたこと



14